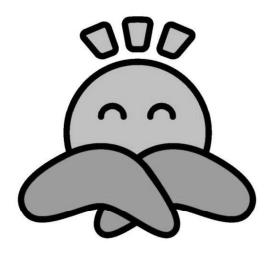
那須烏山市障がい者福祉計画

<u>第4期那須烏山市障がい者計画</u> 【令和6年度~令和11年度】

第7期那須烏山市障がい福祉計画及び第3期那須烏山市障がい児福祉計画 【令和6年度~令和8年度】



令和6年3月

那須烏山市

だれもが身近な地域で あらゆる活動や安心した生活ができる 共生の地域社会を目指して



本市では、地域福祉に関する基本理念を「だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり」と 定め、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、市民一 人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

障がい福祉の分野においては、平成 30 年3月に「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及 び「障がい児福祉計画」が一体となった「那須烏山市障がい者福祉計画」を策定し、障がい 者等が年齢や障がいに関係なく、身近なところで必要なサービスを受けながら、地域で安心 して暮らせるまちづくりを推進し、一定の成果を上げて参りました。

一方で、社会情勢の変化や障がい福祉に関連する法律の改正などにより、障がい者を取 り巻く環境及び施策は大きく変化しており、近年では、障がいを理由とする差別の解消、雇 用・就労の促進施策、情報アクセシビリティの向上など、多岐にわたる施策の推進が求めら れています。

本市では、こうした時代の変化に対応しながら、これからの障がい福祉施策の方向性をよ り的確なものとし、切れ目なく実践していくために、新たな「那須烏山市障がい者福祉計画」 を策定し、「だれもが身近な地域であらゆる活動や安心した生活ができる共生の地域社会」 を目標に掲げ、障がい福祉サービス等の一層の充実に努めることといたしました。

本計画に基づき、今後も、障がい者の自己決定・自己選択を尊重しつつ、障がい者等が いつでも、どこでも同じ福祉サービスが受けられ、さらに施設・病院から地域生活への移行 や就労支援を充実して提供・支援できる体制づくりなどに努めてまいりますが、障がい福祉 向上のための協働の取組がますます重要になってきますので、市民・事業所等関係者の皆 様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました那須烏山市自立支援協 議会委員の皆様、並びにアンケート調査にご協力いただきました当事者の皆様に厚くお礼を 申し上げます。

令和6年3月

那須烏山市長 川俣 純子

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	- 1
第2節	計画の位置づけ	- 1
第3節	計画の期間	- 3
第4節	国の動向	- 4
第5節	県の動向	- 6
第6節	計画の目指す方向	. 8
第7節	計画の対象と用語の使い方	. 8
第8節	計画の策定体制	. 8
第2章	障がい者を取り巻く状況	9
第1節	人口の推移	. 9
第2節	障がい者等の状況	- 10
第1項	身体障がい者の状況	. 10
第2項	知的障がい者の状況	- 12
第3項	精神障がい者の状況	14
第4項	特定疾患者の状況	- 15
第5項	障がい児の状況	16
第3章	障がい福祉サービス等の実績	18
第1節	目標値の達成状況	18
第1項	福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
第2項	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ――――	18
第3項	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	- 19
第4項	福祉施設から一般就労への移行等	19
第5項	障がい児支援の提供体制の整備等 ――――――――――――	20
第6項	相談支援体制の充実・強化等	- 21
第7項	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 —	- 21
	の構築	
第2節	障がい福祉サービスの状況	- 22
第1項	訪問系サービスの状況	
第2項	日中活動系サービスの状況	
第3項	施設系サービスの状況	24
第4項	居住支援系サービスの状況	
第5項	訓練系・就労系サービスの状況	25
第3節	障がい児福祉サービスの状況	26
第1項	障がい児通所系サービスの状況 ――	26
第2項	障がい児訪問系サービスの状況	27

第4節	相談支援サービスの状況	- 28
第1項	相談支援サービスの状況	- 28
第5節	地域生活支援事業の状況	- 29
第1項	地域生活支援事業の状況	- 29
第4章	現状と課題	33
第1節	那須烏山市の障がい(児)者の現状―――――――――――――	33
第2節	那須烏山市障がい者実態調査(令和5年8月実施) 【概要】 ――――	- 33
第3節	現行計画の実施状況	- 34
第5章	第4期那須烏山市障がい者計画	35
第1節	計画の基本理念	- 35
第2節	計画の基本目標	- 35
第3節	計画の基本方針	- 36
第4節	施策の体系	- 37
第5節	施策の展開	- 38
第1項	ふれあいと交流の関係づくり ――――	- 38
第2項	健やかに暮らせる環境づくり ――	- 40
第3項	生活を支える体制づくり ――――――――――――――――――――――	- 42
第4項	快適で暮らしやすいまちづくり ―――	- 45
第5項	一人ひとりの生きがいづくり ―――	- 47
第6章	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画	49
第1節	障がい福祉の充実のための成果指標 ――――――――――――	- 49
第1項	福祉施設の入所者の地域生活への移行	- 49
第2項	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	- 50
第3項	地域生活支援の充実	- 51
第4項	福祉施設から一般就労への移行等	- 52
第5項	障がい児支援の提供体制の整備等	- 53
第6項	相談支援体制の充実・強化等	- 55
第7項	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	- 56
	の構築	
第2節	障がい福祉サービスの見込量と確保方策	
第1項	訪問系サービス	
第2項	日中活動系サービス	
第3項	施設系サービス	
第4項	居住支援系サービス	
第5項	訓練系・就労系サービス	- 65

第3節	障がい児福祉サービスの見込量と確保方策 ―――――――	68
第1項	障がい児通所系サービス	68
第2項	障がい児訪問系サービス	69
第4節	相談支援サービスの見込量と確保方策	70
第1項	相談支援サービス	70
第5節	地域生活支援事業の見込量と確保方策	73
第7章	計画の推進に向けて	79
第1節	推進体制の整備	79
第2節	進行管理の実施	79
資料編		80
第1節	計画策定体制等 —————————————————————	
第1項	那須烏山市自立支援協議会設置要綱 —————————————————————	
第2項	那須烏山市自立支援協議会委員名簿 —————————————————————	83
第3項	計画の策定経過	84
第2節	那須烏山市障がい者実態調査の結果	
第1項	身体障害者手帳をお持ちの方を対象とした調査	
第2項	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした調査	
第3項	療育手帳をお持ちの方を対象とした調査 ―――――――――	93
第3節	用語の説明	97

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

那須烏山市では、平成 18 年度に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体とした「那 須烏山市障がい者福祉計画」(平成 30 年度から「障がい児福祉計画」も含む)を策定し、障 がい(児)者が年齢や障がいに関係なく身近なところで必要なサービスを受けながら、地域 で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

その後、医療的ケア児支援法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進 法の施行、児童福祉法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法の改正 等により、障がい(児)者を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

こうした状況の中、「第3期那須烏山市障がい者計画」、「第6期那須烏山市障がい福祉計 画」及び「第2期那須烏山市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、「第4期那 須烏山市障がい者計画」、「第7期那須烏山市障がい福祉計画」及び「第3期那須烏山市障 がい児福祉計画」を一体とした「那須烏山市障がい者福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

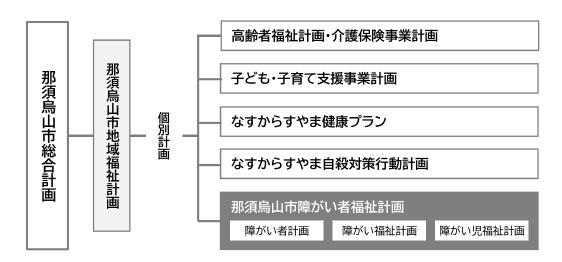
「那須烏山市障がい者福祉計画」は、以下に示す本市の最上位計画と上位計画の内容との整合を図りながら、本市の福祉分野の個別計画の一つとして策定するものです。

■那須烏山市第3次総合計画

「那須烏山市総合計画」は、目指すべき市の将来像への中長期的な展望を示す「まちづくり指針」となる、本市の最上位計画です。

■第4期那須烏山市地域福祉計画・地域福祉活動計画

本市の福祉分野の各種個別計画の上位計画にあたる「那須烏山市地域福祉計画」は、地 域福祉をより具体的に推進していくための計画であり、福祉活動を中心とした行動計画で ある「地域福祉活動計画」と一体的に策定されています。



なお、「那須烏山市障がい者福祉計画」を構成する、「那須烏山市障がい者計画」「那須烏 山市障がい福祉計画」「那須烏山市障がい児福祉計画」の3つの計画は、以下に示す根拠 等に基づき、それぞれの役割を担う計画として策定するものです。

■那須烏山市障がい者福祉計画を構成する3つの計画について

「那須烏山市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に規定する「市町村障害者 計画」であり、国の「障害者基本計画」及び「都道府県障害者計画」を踏まえ、本市の障がい 者施策に関する基本的な方向性を定める計画です。

「那須烏山市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害 福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確 保のための方策等を示す計画です。

「那須烏山市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害 児福祉計画」であり、障がい児サービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための 計画です。

第3節 計画の期間

3つの計画のうち、第4期那須烏山市障がい者計画の期間は、令和6年度から令和11年度 までの6年間、第7期那須烏山市障がい福祉計画及び第3期那須烏山市障がい児福祉計画 の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
那須烏山市総合計画	第3次:5か	 					
那須烏山市地域福祉計画							
那須烏山市地域福祉活動計画	- 第4期:5か ¹	+計画 					
なすからすやま健康プラン		 					
高齢者福祉計画	第8期						
介護保険事業計画		第9期:3から	╞╦╫╝				
障がい者計画	第3期	第4期:6から	 				
障がい福祉計画	第6期	第7期:3から	 				
障がい児福祉計画	第2期	第3期:3から	 話 画				
なすからすやま自殺対策行動計画	第1期						
子ども・子育て支援事業計画	第2期:5か	 					
国:障害者基本計画	第5次						
県:とちぎ障害者プラン 21		2024~20)28				

第4節 国の動向

国により示される「障害者基本計画(第5次)」及び「第7期障害福祉計画及び第3期障害児 福祉計画に係る基本方針」の概要は以下のとおりです。

1)障害者基本計画(第5次)令和5年3月

※「障がい者計画」を策定する際に踏まえるもの

【基本理念】:障害者が社会のあらゆる活動に参加、自己実現の支援 【基本原則】:地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 【社会情勢の変化】 :2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感 染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGs の 拡大) 【各論の主な内容(11の分野)】 ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ②安全・安心な生活環境の整備 ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ④防災、防犯等の推進 ⑤行政等における配慮の充実 ⑥保健・医療の推進 ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ⑧教育の振興 ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興 ①国際社会での協力・連携の推進 ≪主なポイント≫ ●共生社会の実現に向けた取組や、社会情勢の変化を踏まえた障がい者施策の 推進を図るものとしています。 ◎障がいを理由とする差別の解消をはじめ、情報アクセシビリティの向上や、インク ルーシブ教育の推進等を図るものとしています。

2)基本方針(大臣告示)令和5年5月19日告示

※「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定する際に踏まえるもの

(追記・新規・見直し関連の内容を抜粋)

【基本理念】

●障害福祉人材の確保・定着 【追記】

【成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)】

- ●地域生活支援の充実
 - ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握 し、支援体制の整備を進めること【新規】
- ●福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以 上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上 【新規】
 - ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割<u>【見直し】</u>以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

●相談支援体制の充実・強化等

・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 <u>【新</u> <u>規】</u>

【活動指標】

・就労選択支援の利用者数、利用日数<u>【新設】</u>(障害者総合支援法の改正に伴い新設・開始が予定されているサービス)

≪主なポイント≫

 基本理念において、障がい福祉人材の定着が追記されたほか、地域生活支援の 充実や、福祉施設から一般就労への移行等に関する新たな成果指標及び目標 等が設定されています。

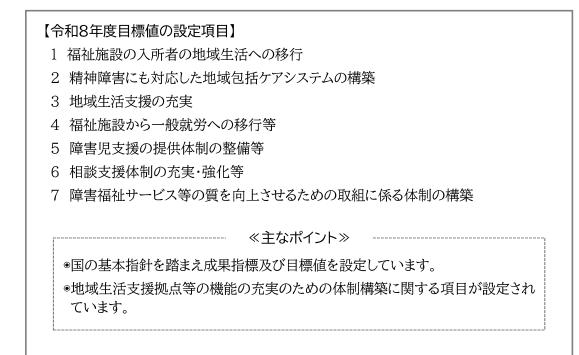
第5節 県の動向

県により示される「とちぎ障害者プラン21(2024~2028)」及び「栃木県障害福祉計画 (第7期)及び障害児福祉計画(第3期)」の概要は以下のとおりです。

1)とちぎ障害者プラン21(2024~2028)

【基本目標】:障害者の自立と社会参加、共生社会の実現
【基本的方向を構成する施策体系】
〇共に生きるとちぎをつくるために
(1)障害及び障害者に対する理解の促進
(2)障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止
(3)行政等における配慮の充実
(4)地域福祉活動の充実
(5)SDGs(持続可能な開発目標)の取組
〇とちぎで安心して、いきいきと生活するために
(1)安全・安心な生活環境の整備
(2)防災・防犯等の推進
(3)保健·医療の推進
(4)自立した生活の支援・意思決定支援の推進
(5)雇用・就業及び経済的自立の支援
(6)教育の振興
○人がつながるとちぎであるために~いちご一会とちぎ大会レガシーの継承~
(1)いちご一会とちぎ大会を契機とした障害者スポーツの推進
(2)文化芸術・レクリエーション活動の推進
(3)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
r 《主なポイント》
 ・現行計画の基本目標「障害者の自立と社会参加」を継承しつつ、「共生社会の実現」を新たな目標に加え、障がい者一人ひとりの自らの意思による社会参加や、県民一人ひとりの障がい者や障がい者の家族等に対する理解を深めるための取組等を図るものとしています。

2)栃木県障害福祉計画(第7期)及び障害児福祉計画(第3期)



第6節 計画の目指す方向

これまでの「第3期那須烏山市障がい者計画」、「第6期那須烏山市障がい福祉計画」及び 「第2期那須烏山市障がい児福祉計画」では、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた 地域において、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って主体的に 取り組むこと、また、障がいのある人が地域社会へ参加するために、障がい者の活動を制限 又は地域社会への参加を制約する要因を除去すること、さらに、市民が身近な地域で安心 して生活できるよう、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、全ての障が い者の自立と社会参加の実現を目指すということを通して、基本目標である「身近な地域で 安心した生活ができる共生の地域社会」の実現を目指してきました。

これからの「第4期那須烏山市障がい者計画」、「第7期那須烏山市障がい福祉計画」及び 「第3期那須烏山市障がい児福祉計画」については、「第4期那須烏山市地域福祉計画・地 域福祉活動計画」に掲げる基本理念の「だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり」に基 づいた、障がい(児)者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための計画として策定するも のとします。

第7節 計画の対象と用語の使い方

本計画は、障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに尊重しあい、支え合う共生社会 の実現を目指すために、あらゆる市民の理解と協働が必要となるため、全ての市民を計画 の対象とします。

なお、本計画では、法律上の名称や慣用的な表現等を除き、「障害」を「障がい」、「障害(児) 者」を「障がい(児)者」として表記しています。

障がい者の定義については、「障害者基本法」に示される、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とするほか、高次脳機能障がい者や難病患者等も含むこととします。

第8節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者のニーズや意見をできるかぎり反映させるため、障 がい者を対象とした実態調査を実施するとともに、学識経験者、保健・福祉・医療等の関係 団体からなる「那須烏山市自立支援協議会」での協議・検討を行いました。

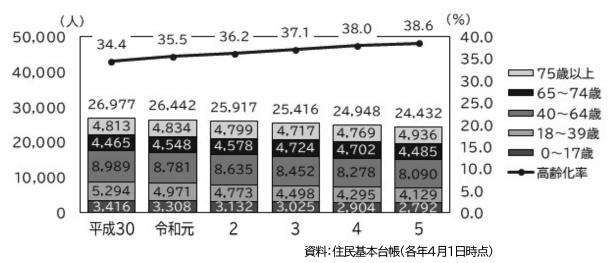
第2章 障がい者を取り巻く状況

第1節 人口の推移

令和5年4月1日時点の住民基本台帳による本市の総人口は24,432人となっており、平成30年と比較すると約2,500人の減少となっています。

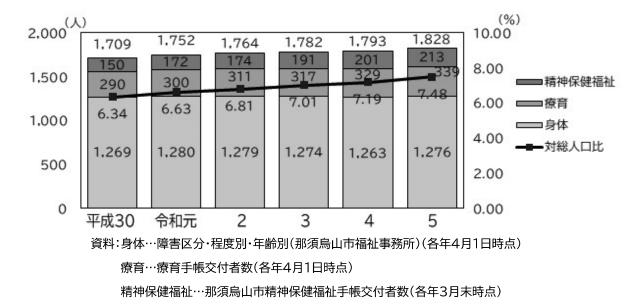
年齢別人口の推移をみると、65 歳未満が減少傾向となっている一方、75 歳以上の高齢 者が増加しており、65 歳以上の高齢化率は38.6%となっています。

障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年は1,828人となっており、平成30年と比較 すると約120人増加しています。障害者手帳所持者の対総人口比は年々増加しており、令 和5年で7.48%となっています。



■年齢別人口及び高齢化率の推移





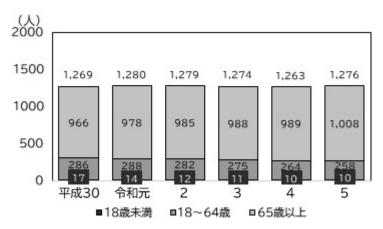
第2節 障がい者等の状況

第1項 身体障がい者の状況

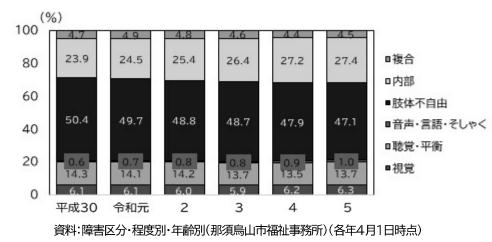
年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年までは減少傾向にありましたが、令和5年に増加に転じて1,276人となっています。年齢別にみると65歳以上が1,008人と多くなっています。

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年とも肢体不自由の占める 割合が最も多くなっており、次いで内部、聴覚・平衡となっています。

令和5年における障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数の状況をみると、1級は 26.6%、次いで4級は26.1%となっています。



■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

■障がい種類別・等級別身体障害者手帳所持者数の状況

単	·士	Y
- F 1	М.	\sim

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	23	23	7	6	14	8	81
聴覚・平衡	0	37	20	40	0	78	175
音声・言語・そしゃく	0	0	9	4	0	0	13
肢体不自由	67	99	107	174	98	56	601
内部	220	0	22	107	0	0	349
複合	30	16	7	2	2	0	57
合計	340	175	172	333	114	142	1,276
構成比:%	26.6	13.7	13.5	26.1	8.9	11.1	100.0

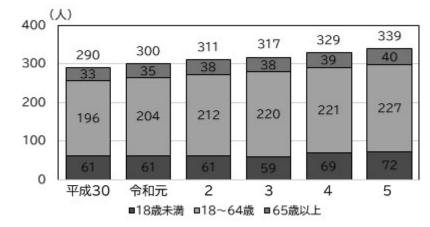
資料:障害区分·程度別·年齢別(那須烏山市福祉事務所)(令和5年4月1日時点)

第2項 知的障がい者の状況

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年4月1日時点では平成 30 年に比べ 増加傾向を示し 339 人となっています。年齢別にみると 18~64 歳が多く 227 人となって います。

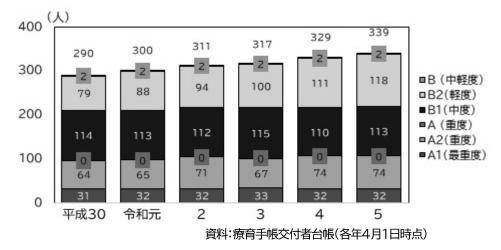
障がい程度別療育手帳所持者数の推移をみると、過去6年間ではB2(軽度)が約 1.5 倍 に、A2(重度)が約 1.2 倍に増加しています。

令和5年における障がい程度別・年齢別療育手帳所持者数の状況をみると、B2(軽度)が 34.8%、次いでB1(中度)が33.3%となっています。





■障がい程度別療育手帳所持者の推移



単位	人

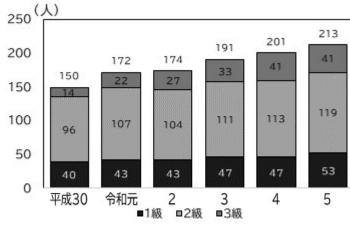
区分	A1 最重度	A2 重度	A 重度	B1 中度	B2 軽度	B 中軽度	合計
18 歳未満	5	12	0	8	47	0	72
18~64 歳	25	48	0	87	67	0	227
65 歳以上	2	14	0	18	4	2	40
合計	32	74	0	113	118	2	339
構成比:%	9.4	21.8	0.0	33.3	34.8	0.6	100.0

資料:療育手帳交付者台帳(令和5年4月1日時点)

第3項 精神障がい者の状況

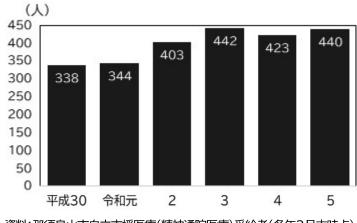
障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成30年から令和5年まで増加の傾向を示し、約60人の増加となっており、等級別にみると、各年とも2級の占める割合が多く、令和5年で119人となっています。

自立支援医療受給者数は平成 30 年から令和5年まで、概ね増加の傾向を示し、令和5 年は 440 人となっています。



■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

資料:那須烏山市精神保健福祉手帳交付者(各年3月末時点)

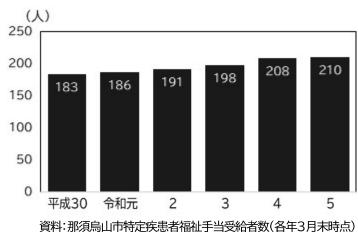


■自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移

資料:那須烏山市自立支援医療(精神通院医療)受給者(各年3月末時点)

第4項 特定疾患者の状況

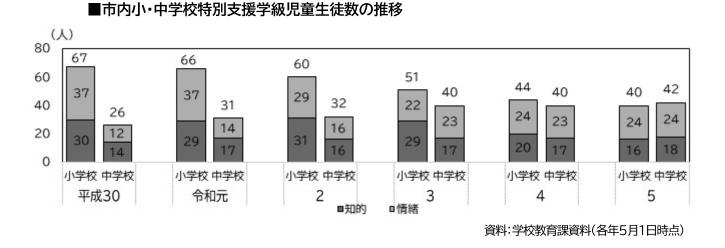
令和5年3月末時点の市内で特定疾患者福祉手当の受給を受けているのは 210 人で、 平成 30 年に比べ約 30 人増加しています。



■特定疾患者福祉手当の受給者の推移

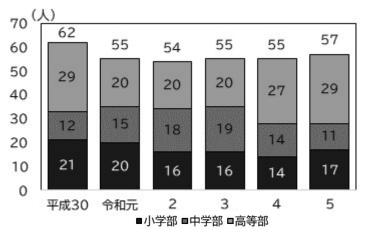
第5項 障がい児の状況

市内における小・中学校特別支援学級児童生徒数の推移をみると、近年においてやや減少傾向にあり、令和5年で小学校は40人、中学校は42人となっています。



南那須特別支援学校在籍者数(那須烏山市民)の推移をみると、近年において、高等部 はやや増加、中学部はやや減少、小学部は横ばいの傾向にあります。





資料:栃木県立南那須特別支援学校資料(各年5月1日時点)

南那須特別支援学校高等部卒業者(那須烏山市民)の進路をみると、就職が多い傾向と なっています。

■南那須特別支援学校高等部卒業者(那須烏山市民)の進路

単位 人

	就 職		福祉サービス						その他	合計
卒業年度	дых ,	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	自立訓練(生活訓練)	地域活動支援センター	在宅	6他	
平成29年度	3	3	0	0	2	0	1	0	0	9
平成30年度	7	2	0	3	0	0	0	0	0	12
令和元年度	4	0	0	1	2	0	0	0	0	7
令和2年度	7	0	0	1	0	0	0	0	0	8
令和3年度	1	1	0	1	2	0	0	0	0	5
令和4年度	4	0	0	2	2	0	0	0	0	8

資料:栃木県立南那須特別支援学校資料

第3章 障がい福祉サービス等の実績

第1節 目標値の達成状況

第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数については、施設入所者の中で地域生活ができるような状態に回復で きた方がおらず、地域移行に繋がっていない状況です。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績(見込み) (令和5年度)
施設入所者数	35人	35人
地域生活移行者数	2人	人0
地域生活物11名数	6%	0%
令和元年度の施設入所者数(35人) からの削減数	0人	人0

資料:健康福祉課資料(実績(見込み)は令和5年12月末時点の実績をもとにした見込み)

第2項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会相談支援部会内に協議の場を設置することで、定期的に協議を実施して います。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績		
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の設置	自立支援協議会 内に令和4年度 までに設置する。	自立支援協議会相談 支援部会内に令和3 年度設置。		
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催件数	年1回	令和3年度:7回 令和4年度:8回 令和5年度:10回		

資料:健康福祉課資料

第3項 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点は設置されたものの、利用につながるケースがないため、運用状況の 検証及び検討はできていません。

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	令和4年度まで に市に地域生活 支援拠点を確保 し、年1回以上運 用状況を検証及 び検討する。	令和3年度に設 置。運用状況の 検証及び検討は 未実施。

資料:健康福祉課資料

第4項 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業の利用者数が少ないため、一般就労への移行者数も少ない状況であ り、目標に達していません。

■福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績(見込み) (令和5年度)
令和5年度中における就労移行支援事業等を 通じた一般就労への移行者数	2人	1人
令和5年度中における就労移行支援事業から 一般就労への移行者数	1人	人0
令和5年度中における就労継続支援A型事業 から一般就労への移行者数	1人	1人
令和5年度中における一般就労への移行者の うち就労定着支援事業の利用数	1人	人0
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	0箇所	0箇所

資料:健康福祉課資料(実績(見込み)は令和5年12月末時点の実績をもとにした見込み)

第5項 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備、重症心身障 がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置は人員や 設備等の問題があり、設置及び整備できていません。

医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの設置は自立支援協議会相談支援部会を利用することで、連携を取れる体制を構築しています。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	圏域又は市にお いて、令和5年 度までに設置を 目指し検討を進 める。	検討を行ってき たが、人員や設 備等の問題があ り、設定できてい ない。
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	市において、令 和5年度までの 設置を目指し保 育所等訪問支援 を利用できる体 制に向けた検討 を進める。	検討を行ってき たが、人員等の 問題があり、体 制の整備はでき ていない。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の設置	圏域での設置に 向けた検討を進 める。	検討を行ってき たが、人員や設 備等の問題があ り、設置できてい ない。
医療的ケア児支援について連携を図るための 協議の場の設置及びコーディネーターの設置	協議の場につい ては、令和2年度 に設置的ケア児ュージョン でディネータを し、当時 のポークターン は の が た アリーン は 、 置 の ケア リーン と 、 置 の ケア リーン と 、 置 の ケア リーン と 、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	協議の場におい て、関係機関が 情報を共有し、 連携を取れる体 制を構築してい る。

■障がい児支援の提供体制の整備等

資料:健康福祉課資料

第6項 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは、市内事業所と設置について協議を進めてきたところですが、設 置にいたっておりません。

■相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	実績
基幹相談支援センターの設置	圏域又は市にお いて、令和5年 度までの設置を 目指し検討を進 める。	相談支援体制の 整備を行うとと もに、検討を進 めてきたが、設 置できていな い。

資料:健康福祉課資料

第7項 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制は現在検討を進めてい るところです。

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標	実績
障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有	共有体制の構築 に向けた検討を 進める。	自立支援協議会 相談支援部会に おける情報共有 体制について検 討中。

資料:健康福祉課資料

第2節 障がい福祉サービスの状況

第1項 訪問系サービスの状況

サービスの利用状況

訪問系サービスの状況をみると、居宅介護は計画値を実績値が下回る傾向が続いています。 同行援護について、計画値と実績値がほぼ同数の傾向にあるほか、行動援護について、 新たな利用がみられます。

■訪問系サービスの利用状況

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
居宅介護	利用量	294	267	305	240	317	255	
古七 灯 禮	利用者数	30	27	31	28	32	33	
	利用量	0	0	0	0	0	0	
重度訪問介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	
可仁拉莱	利用量	2	3	2	2	2	2	
同行援護	利用者数	1	1	1	1	1	1	
∕二手₩₩₩	利用量	0	0	0	0	0	2	
行動援護	利用者数	0	0	0	0	0	1	
	利用量	0	0	0	0	0	0	
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	

単位 利用量:時間/月 利用者数:人

第2項 日中活動系サービスの状況

サービスの利用状況

日中活動系サービスの状況をみると、福祉型短期入所の利用量が計画値を上回る反面、 療養介護・生活介護については、計画値をやや下回る傾向となっています。

■日中活動系サービスの利用状況

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
行れ刊行用する	利用量	52	78	64	88	80	124
福祉型短期入所	利用者数	13	10	16	12	20	14
福祉型短期入所	利用量	0	0	0	0	0	0
(強化)	利用者数	0	0	0	0	0	0
医索利疗用工作	利用量	0	0	0	0	0	0
医療型短期入所	利用者数	0	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数	9	8	9	7	9	7
生活介護	利用量	1,228	1,200	1,281	1,199	1,336	1,166
	利用者数	68	66	71	65	73	64

单位 利用量:人日/月 利用者数:人

第3項 施設系サービスの状況

サービスの利用状況

施設系サービスの状況をみると、施設入所支援の利用者数について、概ね計画どおりの 推移となっています。

■施設系サービスの利用状況

単位 利用者数:人

サービス	単位	令和3	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
施設入所支援	利用者数	35	35	35	33	35	35	

資料:健康福祉課資料(令和5年度は令和5年12月までの実績値をもとに作成)

第4項 居住支援系サービスの状況

サービスの利用状況

居住支援系サービスの状況をみると、共同生活援助(グループホーム)の利用者数につい て、近年、計画を上回る形で推移しています。

■居住支援系サービスの利用状況

単位 利用者数:人

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	55	54	58	59	60	65

第5項 訓練系・就労系サービスの状況

サービスの利用状況

訓練系・就労系サービスの状況をみると、就労継続支援A型及び就労定着支援について は計画値を上回る反面、自立訓練(機能訓練)ついては、計画値を下回っています。

■訓練系・就労系サービスの利用状況

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自立訓練	利用量	20	0	20	0	20	0
(機能訓練)	利用者数	1	0	1	0	1	0
自立訓練	利用量	17	0	17	0	17	22
(生活訓練)	利用者数	1	0	1	0	1	1
盐兴较仁士 極	利用量	68	58	68	77	68	36
就労移行支援 	利用者数	4	3	4	4	4	2
+2	利用量	532	575	589	679	646	734
就労継続支援A型	利用者数	28	30	31	38	34	41
おみるないない	利用量	1,687	1,681	1,700	1,613	1,713	1,707
就労継続支援B型	利用者数	88	90	89	90	90	95
就労定着支援	利用者数	2	4	2	2	2	3

単位 利用量:人/月 利用者数:人

第3節 障がい児福祉サービスの状況

第1項 障がい児通所系サービスの状況

サービスの利用状況

障がい児通所系サービスの状況をみると、児童発達支援については計画値を上回る反面、 医療型児童発達支援については、計画値を下回る傾向となっています。

■障がい児通所系サービスの利用状況

千匹 初川主·八口//1 初川有妖·/							
サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
旧立改法上场	利用量	155	158	157	187	158	174
児童発達支援	利用者数	24	27	24	36	25	30
医療型児童発達支援	利用量	10	0	10	0	10	0
	利用者数	1	0	1	0	1	0
放課後等 デイサービス	利用量	696	682	744	709	780	785
	利用者数	58	55	62	61	65	65

単位 利用量:人日/月 利用者数:人

第2項 障がい児訪問系サービスの状況

サービスの利用状況

障がい児訪問系サービスの状況をみると、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援ともに、計画値を下回る傾向となっています。

■障がい児訪問系サービスの利用状況

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅訪問型 児童発達支援	利用量	5	0	5	0	5	0
	利用者数	1	0	1	0	1	0
保育所等訪問支援	利用量	5	0	5	0	5	0
	利用者数	1	0	1	0	1	0

单位 利用量:人日/月 利用者数:人

第4節 相談支援サービスの状況

第1項 相談支援サービスの状況

サービスの利用状況

相談支援サービスの状況をみると、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーターについては、概ね計画どおりの推移となっている反面、地 域移行支援、地域定着支援については、計画値を下回る傾向となっています。

■相談支援サービスの利用状況

サービス	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	利用者数	44	46	47	45	50	47
障害児相談支援	利用者数	17	17	18	19	20	20
地域移行支援	利用者数	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数	1	0	1	0	1	0
医療的ケア児に対す る関連分野の支援を 調整するコーディネー ター	配置人数	1	1	1	1	2	1

单位 利用者数、配置人数:人

第5節 地域生活支援事業の状況

第1項 地域生活支援事業の状況

サービスの利用状況

①相談支援事業

相談支援事業の状況をみると、障害者相談支援事業については、概ね計画どおりの推移となっています。

一方、基幹相談支援センターについては、設置できていません。

■相談支援事業の利用状況

項目		令和3	3年度	令和4	1年度	令和! (見ù	5年度 込み)
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援 センター	実施の 有無	無	無	無	無	有	無

資料:健康福祉課資料(令和5年度は令和5年12月までの実績値をもとに作成)

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、近年、利用実績があまりない状況です。

■成年後見制度利用支援事業の利用状況

項目		令和3	命和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
計画值		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
成年後見制度利用 支援事業	人	1	0	1	1	1	0	

③意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の状況をみると、近年、手話通訳者要約筆記者派遣事業、手話通訳者 等設置事業ともに利用実績がない状況です。

■意思疎通支援事業の利用状況

項目		令和:	3年度	令和4	1年度		5年度 込み)
		計画值 実績值 計画值 実績值		計画値	実績値		
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	人	1	1	1	0	1	0
手話通訳者等 設置事業	実施箇所	0	0	0	0	0	0

資料:健康福祉課資料(令和5年度は令和5年12月までの実績値をもとに作成)

④日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の状況をみると、在宅療養等支援用具については計画値を上回り、自立生活支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)については、概ね計画どおりの推移となっています。

■日常生活用具給付等事業の利用状況

項目		令和、	3年度	令和4	1年度		5年度 込み)
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護訓練支援用具	件	1	0	1	0	1	0
自立生活支援用具	件	2	1	1	0	1	2
在宅療養等支援用具	件	1	6	1	3	1	1
情報·意思疎通 支援用具	件	1	3	1	0	1	0
排泄管理支援用具	件	75	71	81	73	86	74
居住生活動作補助 用具(住宅改修費)	件	1	1	1	0	1	2

⑤手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業については、本市と那珂川町で合同開催をしており、計画値を上回る形で推移しています。

■手話奉仕員養成研修事業の利用状況

項目		令和:	3年度	令和4	1年度	令和5 (見〕	
	計画		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成 研修事業	実施箇所	1	1	0	0	1	1
※那珂川町と交互に 実施	人	3	6	2	5	3	5

資料:健康福祉課資料(令和5年度は令和5年12月までの実績値をもとに作成)

⑥移動支援事業

移動支援事業については、近年、延べ利用時間が計画値を上回る状況にあります。

■移動支援事業の利用状況

項目		令和3	3年度	令和4	1年度		5年度 込み)
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	利用者数	10	3	11	8	10	10
移動支援事業	延べ 利用時間	110	56	120	191	130	211

⑦地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、概ね計画どおりの推移となっています。

■地域活動支援センターの状況

項目		令和3	和3年度 令和4年度		令和5年度 (見込み)		
	計画値実績値		計画値	実績値	計画値	実績値	
地域活動支援 センター	人/月	10	10	10	10	10	10

資料:健康福祉課資料(令和5年度は令和5年12月までの実績値をもとに作成)

⑧その他の事業

日中一時支援事業については、近年、計画値を実績値が上回る状況にあります。

■その他の事業の利用状況

項目		令和3	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
日中一時支援事業	人/月	10	12	10	11	10	12	

第4章 現状と課題

第1節 那須烏山市の障がい(児)者の現状

【障がい者の社会生活に関して】
○ひきこもり等の対象者把握ができていない。
○障がい者のSNS等の利用について、知識がないまま手軽さを優先してしまい、ネッ
トトラブル等に障がい者が巻き込まれやすい。
○障がい者の金銭管理問題が増えている。
【障がい者の居場所に関して】
○障がい者の居場所が少ない。
○地域で障がい者相談に関わる支援者を育成できていない。
○8050問題等の問題解決に必要な、多様で重層的な仕組みが機能していない。
○相談者、当事者、家族、支援者に対するセルフケアマネジメントの明確化、周知、共有がされていない。
【地域との連携、わかりやすく繋がりやすい環境整備に関して】
○支援拒否のある方の支援(キーパーソンなし)が難しい。
○うつ等の症状がある場合の相談窓口がない。地域で孤立してしまう。
《主なポイント》
◎引きこもりを防ぐ交流の場や居場所の確保、判断能力に不安のある障がい者を 支援する制度・事業の利用促進、情報の取得・利用・発信に関する支援、声をあ げやすい・かけやすい環境の整備、切れ目のない相談支援体制づくり等に努め ていく必要があります。

第2節 那須烏山市障がい者実態調査(令和5年8月実施)【概要】

○障がい(身体障害者手帳)を持つ方の大半が65歳以上と高齢化が進む状況にある。 ○障がいを持つ方の多くが日中は「自宅(アパート等を含む)にいる」と回答するなど 引きこもりの傾向がうかがえる。 ○地域生活支援拠点の利用について「わからない」の回答が比較的多くみられる。 ○障がい児者が住みよいまちをつくるために重要なこととして、「在宅福祉サービスの 充実」「市民の障がい児者への理解を図るための福祉教育や広報活動の充実」「働 く場の確保」等の取組に対する期待が高い。 ≪主なポイント≫ ●高齢の障がい者に対する支援をはじめ、交流の場や居場所の確保、地域生活支 援拠点の利用促進に向けた取組、市民の期待の高い在宅福祉サービスや福祉 教育、働く場の確保等の取組に努めていく必要があります。

第3節 現行計画の実施状況

■第3期那須烏山市障がい者計画

▷概ね達成できたもの

:国・県との調整、担当職員の適正配置、障がい者福祉に関わる関係機関との役割 分担、社会福祉協議会やボランティア団体との連携等による計画推進体制の確保 により、現行計画全般にわたる概ねの施策が進められている。

▶達成できなかったもの

:障がい福祉サービスを担う人材・マンパワー不足や庁内関連各課との連携不足 等の要因もあり、現行計画内容の一部、基幹相談支援センターの設置、情報提供 体制の充実、住宅・生活環境の整備、余暇活動への参加促進等の取組が未実施 となっている。

《主なポイント》

・現行計画の内容を踏襲しつつ、必要な事業の継続や未実施の取組への対応を図るため、国や県との連携・調整を図りながら、障がい福祉サービスを担う多様な主体の連携強化や人材の確保、効率的に業務を進める体制の構築等に努めていく必要があります。

■第6期那須烏山市障がい福祉計画及び第2期那須烏山市障がい児福祉計画

⊳概ね達成できたもの

:国・県との調整、障がい者福祉に関わる関係機関や社会福祉協議会・ボランティア団体との連携等による計画推進体制が確保され、福祉施設の入所者数、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催件数等に関する成果指標の目標を達成している。

▶達成できなかったもの

:障がい福祉サービスを担うマンパワー不足等の要因もあり、地域生活移行者数、児童 発達支援センターの設置、基幹相談支援センターの設置等に関する成果指標の目標 が未達成となっている。

≪主なポイント≫

●現行計画の内容を踏襲しつつ、成果指標の未達成項目への対応を図る計画推進 体制の構築をはじめ、適切な成果指標及び目標値の設定等に努めていく必要が あります。

第5章 第4期那須烏山市障がい者計画

第1節 計画の基本理念

本計画においては、本市の福祉の上位計画にあたる「那須烏山市地域福祉計画」に位置づけられる基本理念を踏襲するものとし、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものとします。

-基本理念-

だれもがともに支え合う 地域共生のまちづくり

第2節 計画の基本目標

国の「障害者基本計画(第5次)」では、基本理念として「障害者が社会のあらゆる活動に参加、自己実現の支援」を位置づけ、県の「とちぎ障害者プラン21(2024~2028)」では、基本目標として「障害者の自立と社会参加、共生社会の実現」を目指すものとしています。

本計画においては、こうした国・県の考え方に即しつつ、本市のこれまでの障がい福祉施策の継続性や推進体制なども考慮し、前計画を踏襲した基本目標を以下のとおり定めます。

-基本目標-

だれもが 身近な地域で あらゆる活動や 安心した生活ができる 共生の地域社会

合わせて、本市では、本計画に掲げる施策や取組などを進めるにあたり、持続可能で多様性 と包摂性のある社会の実現に向けた SDGs の視点を考慮し、その達成に貢献していくものと します。



第3節 計画の基本方針

基本目標を達成するための基本方針について、前計画を継承し、以下のとおり定めます。

基本方針① ふれあいと交流の関係づくり

- ○障がい(児)者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい(児)者の権利を尊重し つつ、障がいに対する理解促進や様々な差別の解消、虐待の防止等に努めます。
- ○障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として支え合い、助け合うことができる共 生社会の実現に向けて、ボランティア活動の推進に取り組みます。

基本方針❷ 健やかに暮らせる環境づくり

- ○障がい(児)者が健康で心豊かに暮らすことができるよう、適切な治療やリハビリテーションが受けられる体制を確保するとともに、健康教育・相談による健康づくりを促進するなど、 保健・医療の充実に努めます。
- ○障がい児一人ひとりの特性に応じた切れ目のない療育・教育の実施や、障がいの有無に よって分け隔てられることなく適切な教育が受けられる環境の整備等に努めます。

基本方針❸ 生活を支える体制づくり

- ○必要な支援が適切に行き届き、障がい(児)者が安心して生活を送ることができるよう、障がいを持つ人やその家族がいつでも気軽に相談することができる相談・支援体制の充実や、必要なときに必要な情報を入手できる情報アクセシビリティの向上に努めます。
- ○障がい(児)者や介護者の日常の暮らしを支えるため、ニーズに対応した適切なサービス を供給する障がい福祉サービス事業の充実に努めます。

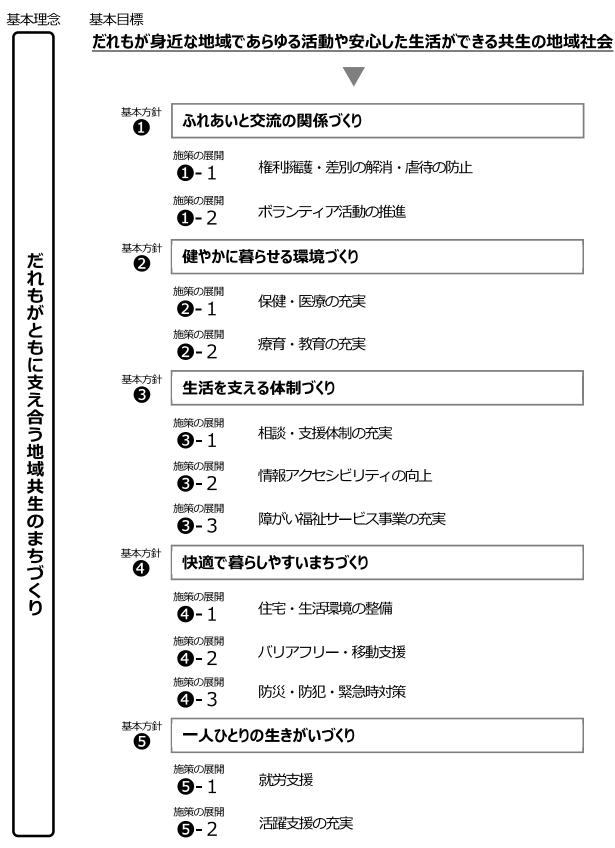
基本方針④ 快適で暮らしやすいまちづくり

- ○障がい(児)者が快適に日常生活を営むことができるよう、住宅・生活環境の整備に取り 組むとともに、円滑な移動支援や公共施設・民間施設のバリアフリー化等に努めます。
- ○障がい(児)者の安全・安心な暮らしを確保するため、地域での住民同士の支え合いを基盤とした、日頃の見守りや災害等の緊急時の助け合い活動の促進に取り組むとともに、障がい(児)者に配慮した防災体制の構築に努めます。

基本方針⑤ 一人ひとりの生きがいづくり

- ○障がい(児)者が一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、いきいきと自分らしく暮らす ことができるよう、経済的な安定や希望する働き方の実現に向けた就労支援に努めます。
- ○障がい(児)者が、スポーツ・文化芸術活動などで生き生きと活躍することができる環境づ くりを進めるとともに、引きこもりを防止するための交流の場・居場所づくりに努めます。

第4節 施策の体系



第5節 施策の展開

第1項 ふれあいと交流の関係づくり

 基本方針
 ふれあいと交流の関係づくり

 施業の展開
 権利擁護・差別の解消・虐待の防止

 施業の展開
 ボランティア活動の推進

施策❶-1 権利擁護・差別の解消・虐待の防止

■現状と課題

- ●障がい者理解の促進に向け、これまで、パンフレットの設置等による啓発活動や、学校における障がい体験の実施等による福祉・人権学習の機会充実が進められるほか、権利擁護・虐待の防止に向け、成年後見制度の周知に向けた取組や、虐待を受けた障がい(児)者の保護体制の確保が図られてきました。
- ●障がい者実態調査においては、「市民の障がい(児)者への理解を図るための福祉教育 や広報活動の充実」に対する期待が高い結果となっています。
- ●今後は、差別の解消や権利擁護の機運の高まりを踏まえつつ、これまでの取組に加え、 障がい者差別に対する意識啓発、判断能力に不安のある障がい者を支援する制度・事 業のさらなる利用促進、虐待の早期発見の取組などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がい(児)者の権利を尊重するためには、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分ではない人に向けた保護や支援が重要となることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業などについて、本人や家族、支援者等に対する周知と普及を図ります。
- ○障がい(児)者の個性と人権が尊重される社会をめざし、あらゆる場面での障がい(児) 者差別の解消に向けた主体的な取組に努めるとともに、障がいへの正しい理解と認識 が深められる啓発活動の推進や、福祉・人権学習の機会の充実を図ります。
- ○虐待は、障がい(児)者の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害であるため、その根絶に向け、地域や民間の協力事業者等との連携による日頃の見守り体制の充実に取り組むとともに、虐待発生時の迅速な保護体制の充実に努めます。

■取組内容

◎成年後見制度の周知・利用促進
◎法人後見事業の促進
◎日常生活自立支援事業の周知
◎障がい者差別解消の推進
◎障がい者理解促進に向けた啓発活動
◎幼児教育・学校教育における福祉・人権学習の機会の充実
◎地域の見守り活動等による虐待の早期発見
◎虐待を受けた障がい(児)者への迅速な保護体制の充実

施策❶-2 ボランティア活動の推進

■現状と課題

- ●ボランティア活動の推進に向け、これまで、各関係団体への情報提供による連携確保や、 ボランティア育成講座の実施による担い手の確保などを進めてきました。
- ●今後は、障がい福祉サービスを担うマンパワー不足解消の取組の重要性を踏まえつつ、 これまでの取組に加え、ボランティア活動の活性化や人材の育成、多様な主体の連携強 化や情報共有などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がいのある人が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、障がい(児)者の 日頃の見守り活動を行う小地域見守り支え合い活動の推進に努めます。
- ○障がいのある人の地域生活を支えるため、地域活動の担い手となるボランティアの育成や実践的活動の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会や各種ボランティア団体、 NPO、関係機関等の多様な活動主体との交流・連携を確保し、支援体制の充実に努めます。

■取組内容

- ◎小地域見守り支え合い活動の推進
- ◎ボランティア育成講座の実施
- ◎ボランティア情報の発信
- ◎多様な主体の交流・連携の強化
- ◎各関係団体への情報提供

第2項 健やかに暮らせる環境づくり

基本方針 2	健やかに暮らせる環境づくり
施策の展開 2-1	保健・医療の充実
施策の展開 2-2	療育・教育の充実

施策2-1 保健・医療の充実

■現状と課題

- ●保健・医療の充実に向け、これまで、自立支援協議会相談支援部会との情報共有による連携を強化し、疾病や障がい等への理解を深めることで、安心して医療が受けられる環境づくりを進めてきました。
- ●今後は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化などのうごきを踏まえつつ、これまでの取組に加え、高齢者施策と福祉施策との連携による対応や、個々人の状況に応じた健康づくりの取組、障がいのある人が適切な医療を受けられる環境づくりなどに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○症状や状態に応じた治療や障がいの実態に合ったリハビリテーションなどが適切に受けられるよう、ケアマネジメント機関の連携による、保健・医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ○障がい(児)者が心身の健康を維持することができるよう、健康教育や健康相談等を通じた健康づくりを推進するとともに、必要に応じて適切な医療を受けることができるよう、 保健・福祉・医療の連携強化に努めます。

■取組内容

◎高齢者・障がい者・児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携強化
 ◎安心して医療サービスが受けられる体制づくり
 ◎教育・保健・福祉・医療の連携強化

施策2-2 療育・教育の充実

■現状と課題

- ●療育・教育の充実に向け、これまで、乳幼児健診相談等による早期療育体制の整備や、 みかん教室の実施による相談・指導・訓練の実施、個人ごとの相談支援ファイルの作成 などを進めてきました。
- ●今後は、インクルーシブ教育の推進のうごきなどを踏まえつつ、これまでの取組に加え、 できるだけ早期から適切な教育や療育が受けられる環境づくりや、切れ目のない支援 体制の充実などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がい児が、自分の能力に応じて自分らしく生活することができるよう、一人ひとりの 教育的ニーズを把握し、適切な指導・訓練等を行うとともに、多様化・複雑化する障が いに対応するため、教育・保健・福祉・医療の連携強化や情報の共有化を図るなど、早 期の療育体制の整備に努めます。
- ○障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できるだけ早い時期に相談が受けられるよう、保育園や幼稚園等との連携を強化し、保護者への療育、教育・就学などに関する支援の充実に努めます。
- ○障がいのある、なしによって分け隔てられることなく、児童・生徒一人ひとりの成長段階、 障がいの状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられる環境の整備に 努めます。

■取組内容

◎健全な発育・発達を促すための相談・指導・訓練の実施

◎教育・保健・福祉・医療の連携強化【再掲】

◎早期療育体制の整備

◎心理士等の専門スタッフによる保育園・幼稚園等の訪問や個別相談

◎相談支援ファイルの作成

◎インクルーシブ教育の推進

第3項 生活を支える体制づくり

 基本方針
 生活を支える体制づくり

 施業の展開
 相談・支援体制の充実

 施業の展開
 1

 ・3
 「「報アクセシビリティの向上

 施業の展開
 「「和アクセシビリティの向上」

 施業の展開
 「「新アクセシビリティの向上」

施策❸-1 相談・支援体制の充実

■現状と課題

- ●相談支援体制の充実に向け、これまで、パンフレットの設置等による相談窓口の周知や、 困難ケースに対する検討会議の実施などを進めてきました。
- ●今後は、障がいのある人や家族が抱える様々な問題を解決していく取組の重要性を踏まえつつ、これまでの取組に加え、声をあげやすい・かけやすい環境の整備、切れ目のない相談支援体制づくり、基幹相談支援センターの設置などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がい(児)者や家族の意向を尊重し、必要とする支援に適切につなげることができる よう、身近な地域で、いつでも気軽に相談に応じることのできる相談体制の充実に取り 組みます。
- ○地域における相談支援の中核的な役割を担う、障がい者相談支援センターの機能拡充 や、基幹相談支援センターの設置を進めます。

■取組内容

◎相談窓口の周知及び充実
◎障がい児に向けた相談窓口の強化
◎相談受付職員の研修の実施
◎障がい者相談支援センターにおけるケアマネジメント体制の強化
◎基幹相談支援センターの設置

施策❸-2 情報アクセシビリティの向上

■現状と課題

- ●情報提供体制の充実に向け、これまでは十分な対応ができていない状況にあります。
- ●今後は、情報アクセシビリティの向上の機運の高まりを踏まえつつ、障がいの種別や状況に応じた情報の取得・利用・発信に関する支援やコミュニケーション手段の確保に努めていく必要があります。

■取組の方向性

○栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の趣旨 を踏まえ、障がい(児)者が、必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、広 報やICTなどを活用しながら、情報格差や様々な障がいのある人に配慮した、情報提 供体制の充実を図ります。

■取組内容

◎障がい特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の充実

施策・3 障がい福祉サービス事業の充実

■現状と課題

- ●障がい福祉サービス事業の充実に向け、これまで、重層的支援体制の整備に関する関係機関との調整や、計画相談支援事業者・病院との個別支援会議の開催による地域移行の推進、特別障害者手当・障害児福祉手当等の各種福祉手当の支給等を進めてきました。
- ●障がい者実態調査においては、「在宅福祉サービスの充実」に対する期待が高い結果となっています。
- ●今後は、障がいのある人やその家族に対する様々なサービスの拡充の重要性を踏まえつつ、これまでの取組に加え、障がい福祉サービスにおける質の向上や量の充実、サービス提供体制の整備をはじめ、介護者の負担軽減や自立支援協議会の機能強化などに向けた取組に努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がい(児)者やその家族の日常生活を支えるため、介護者の負担軽減策に努めるとと もに、医療費の負担や就労継続の難しさ等による経済的な負担の軽減に向け、各種制 度や手当の周知と利用促進に取り組みます。
- ○充実した障がい福祉サービスを提供できる体制づくりに向け、自立支援協議会の機能 強化や、高齢者・障がい者・児童等の分け隔てない総合的なワンストップ提供体制の確保 等に努めます。
- ○また、多様なニーズを把握した上で、サービス提供事業者の確保及びサービス提供事 業者に向けた研修等を行い、サービスの質の向上に努めます。
- ○福祉施設入所などから地域生活へ移行することが可能な障がいのある人については、 在宅生活の支援に努めます。

■取組内容

◎介護者の負担軽減に向けた支援の検討

◎障がい福祉サービス制度の啓発活動

◎各種福祉手当の支給

- ◎自立支援協議会の機能強化
- ◎高齢者・障がい者・児童等の分け隔てない総合的なワンストップ提供体制の推進
- ◎サービス提供事業者の確保と研修の実施

◎地域移行の推進

第4項 快適で暮らしやすいまちづくり

 基本方針
 (中適で暮らしやすいまちづくり)

 施業の展開
 住宅・生活環境の整備

 施業の展開
 バリアフリー・移動支援

 施案の展開
 バリアフリー・移動支援

 施業の展開
 防災・防犯・緊急時対策

施策④-1 住宅・生活環境の整備

■現状と課題

●住宅・生活環境の整備に向け、これまでは十分な対応ができていない状況にあります。

●今後は、地域における安定した住まいの確保の重要性を踏まえつつ、グループホームの 整備をはじめ、障がいのある人のニーズや特性に応じた住まいの場の確保、居住環境 の整備等の支援に努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」に対応できる在宅生活の支援として、 地域での生活の場となるグループホームの整備や、居住環境の改善支援に努めます。
- ○また、住まいの選択肢の一つとして、市営住宅や空き家及び民間住宅の活用等により、 障がいに配慮した、自立して生活できる住まいの確保を推進します。

■取組内容

◎空き家を活用した住まいの確保(単身高齢者・障がい者・低所得者向け)◎精神障がい者の施設等の充実

施策❹-2 バリアフリー・移動支援

■現状と課題

- ●バリアフリー・移動支援として、これまで、公共施設等への手すりの設置等によるユニバ ーサルデザイン化や、福祉タクシー券の配付やデマンド交通の運行による外出支援サ ービスが進められてきました。
- ●今後は、物理的な障壁の除去や移動しやすい環境づくりの重要性を踏まえつつ、バリア フリー化の推進や交通手段の充実などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がいのある人が安全・安心な地域生活を送るために、公共施設・民間施設のバリアフ リーやユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- ○障がい(児)者の活動範囲を広げ、地域の様々な場に足を運ぶことができ、社会参加を 促進することができるよう、外出時の移動支援や行動援護など、障がいに応じた必要か つ柔軟な移動支援の充実に努めます。

■取組内容

◎ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備・改修
 ◎福祉タクシー・外出支援サービス・デマンド交通の充実

施策**④**-3 防災・防犯・緊急時対策

■現状と課題

- ●防災・防犯・緊急時対策として、これまで、災害時の個別避難計画の作成による要支援 者対策の実施や、福祉避難所の設置などが進められてきました。
- ●今後は、災害発生時における障がい特性に配慮した支援や、障がいのある人が犯罪に 巻き込まれないための取組の重要性を踏まえつつ、これまでの取組に加え、障がいのあ る人が安心して暮らせる防災対策・防犯対策の充実に努めていく必要があります。

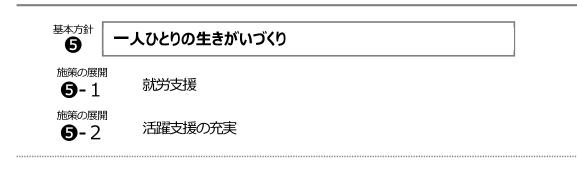
■取組の方向性

- ○障がいのある人が災害や犯罪に巻き込まれないよう、防災・防犯・緊急時への対策として、地域住民との協力による日常的な見守り活動の推進に取り組みます。
- ○また、障がい(児)者をはじめとする避難行動要支援者は、災害等の緊急時において特別な配慮が求められることから、災害時における情報伝達や避難誘導、福祉避難所の確保など、障がい(児)者の不安や困難を軽減する防災対策を推進します。

■取組内容

◎小地域見守り支え合い活動の推進【再掲】◎災害時要支援者対策の実施◎福祉避難所の確保

第5項 一人ひとりの生きがいづくり



施策6-1 就労支援

■現状と課題

●就労支援として、これまで、自立支援協議会就労支援部会等との連携強化による就労 支援策の充実や、障がい者支援施設への優先発注などを行ってきました。

●障がい者実態調査においては、「働く場の確保」に対する期待が高い結果となっています。

●今後は、経済的自立や総合的な就労支援の機運の高まりを踏まえつつ、これまでの取組に加え、障がいのある人の適性や能力に応じた働く機会や場の確保、一般就労への移行の支援などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がいのある人が、その個性と能力を発揮し、障がいの特性に応じた働き方を実現で きるよう、一人ひとりの希望に応じた就労機会の確保に努めるとともに、就労定着に向 けた関係機関との連携強化を行います。
- ○障がい者雇用を促進するため、企業への啓発活動に努めるほか、障がい(児)者の経済 的な安定に向けて、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者支援施設からの優先調 達を推進します。

■取組内容

◎関係機関等との連携による就労支援策の充実◎雇用者の福祉に関する理解の促進

◎障がい者支援施設への優先発注

施策6-2 活躍支援の充実

■現状と課題

- ●障がいのある人の余暇活動への参加促進に向け、これまでは十分な対応ができていない状況にあります。
- ●今後は、障がいのある人があらゆる活動に参加する機運の高まりを踏まえつつ、スポー ツや文化活動、レクリエーション活動などの機会の拡充や、引きこもりを防ぐ交流の場づ くり、居場所の確保などに努めていく必要があります。

■取組の方向性

- ○障がいのある人が心豊かな地域生活を送るため、スポーツ・レクリエーション、文化芸 術活動、生涯学習等の余暇活動に積極的に参加できる機会の確保に努めます。
- ○就学や就労、交遊などの社会的参加を避け、家庭にとどまり続けている状態の障がい (児)者に対する支援策として、交流の場や居場所づくり等のあり方について検討を進 めます。

■取組内容

◎スポーツ・文化芸術活動の促進

- ◎社会参加体験講座の実施
- ◎当事者団体・組織の活動支援
- ◎引きこもり支援(交流の場・居場所づくり等)の推進

第6章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

第1節 障がい福祉の充実のための成果指標

第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■成果指標の考え方

国の基本指針	 〇令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を、令和8年度末までに 地域生活へ移行する。 〇令和8年度末時点での施設入所者を、令和4年度末時点の施設入 所者から5%以上削減する。
県の考え方	 ①本県の目標値は、国の目標値の算出方法に準じるとともに、本県の 特殊事情を勘案して算出する。 【特殊事情】 ア本県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べ重度者(支援区分 5及び6)の割合が高い。 イ第3~5期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めない。 ②東京都民が入所することを目的として設置された施設(以下「都民 施設」という。)については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれる ため、本県の目標からは除くこととする。 ③目標値の設定に当たっては、改正前の児童福祉法に規定する指定 知的障害児施設等に入所していた者(18歳以上の者に限る)であっ て、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受 けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの(継続 入所者)の数を除いて設定するものとする(国の基本指針)。
那須烏山市 の方針	○県の考え方に基づき設定する。

項目	数値
令和5年3月31日時点の入所者数(見込み)(A)	35人
【目標】地域生活移行者数(令和8年度末までの累計)	2人
【目標】入所者数(B)	33人 (A)の94%
【目標】削減数(A-B)	2人 (A)の6%

第2項 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果指標の考え方

国の基本指針	○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
	○令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳 以上、65歳未満)の目標値を所定の算定式に基づき設定する。
	○令和8年度の精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率を 68.9%以上、入院後5ヶ月時点の退院率を 84.5%以上、入院後1 年時点の退院率を 91%以上とする。
県の考え方	○精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、栃木県保健医療計画(8期計画)の精神疾患分野と整合を図る。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、自立支援協議会相談支援部会内に設置された協議の場において、保健、医療及び福祉関係者による協議を継続する。

項目	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上

第3項 地域生活支援の充実

■成果指標の考え方

国の基本指針	 令和8年度末までに、各市町村に地域生活支援拠点等を整備する とともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生 活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の 配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連 絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運 用状況を検証及び検討することを基本とする。 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を 有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関 係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。【新 規】
県の考え方	 ○現行計画までの取組により、17 市町が単独で、また、芳賀郡の4町 が共同で整備したことで、6圏域 21 市町で 18 か所の地域生活支 援拠点等が整備された。地域の社会資源等の実情を踏まえ、全ての 市町において地域生活支援拠点等を利用できる体制を整備すると ともに、障害者の地域生活に求められる機能強化を図るものとす る。 ○各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や 支援ニーズが把握され、地域の関係機関が連携した支援体制が整 備されるよう、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能強化を図 るとともに、支援人材の養成に取り組むものとする。
那須烏山市 の方針	 ○国の基本指針や県の考え方を踏まえ、地域生活支援拠点の機能充 実や利用促進に向けた取組を検討する。 ○令和8年度末までに、強度行動障がい者の支援ニーズの把握と、支 援体制の整備に必要な課題を整理する。

項目	目標
地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討	年1回以上
強度行動障がいを有する障がい者に関する支援ニーズの把握 と支援体制の整備	自立支援協議会におい て支援ニーズを把握 し、支援体制の整備に 必要な課題を整理す る。

第4項 福祉施設から一般就労への移行等

■成果指標の考え方

国の基本指針	 令和8年度中に一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28 倍以上にすることを基本とする。うち、就労移行支援事業からの移行者数を1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業からの移行者数を1.29 倍、就労継続支援 B 型事業からの移行者数を1.28 倍とする。 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41 倍以上とすることを基本とする。 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を令和8年度末までに全体の2割5分以上とすることを基本とする。
県の考え方	○福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、本計画において も国の定める基本方針に準じつつ、コロナの影響を踏まえ令和2年度 を除いた直近3カ年の平均値に国の示した率を乗じた目標値を設定す る。
那須烏山市 の方針	○国及び県の考え方に基づき設定する。

項目	目標
一般就労への移行者数	3人(令和3年度実績0人)
うち就労移行支援事業利用者数	1人(令和3年度実績0人)
うち就労継続支援A型事業利用者数	1人(令和3年度実績0人)
うち就労継続支援B型事業利用者数	1人(令和3年度実績0人)
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ 移行した者の割合が5割以上の事業所	1事業所(令和3年度実績0事業所)
就労定着支援事業における利用者数	6人(令和3年度実績の1.5倍)
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	1事業所(令和3年度実績0事業所)

第5項 障がい児支援の提供体制の整備等

■成果指標の考え方

国の基本指針	 ・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 ・
	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくと も1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置 が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の 実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障 害福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発 達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を 地域において整備することが必要である。
	○地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し ながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地 域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築す ることを基本とする。
	 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後 等デイサービス事業所の確保
	○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコ ーディネーターの配置-
	○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

県の考え方	 ■層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 ○令和4年度末までに、3圏域4市において、7か所児童発達支援センターが整備された。また、13市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された。児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築が図られるよう、国の基本指針に即して目標を設定する。 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、6圏域6市に設置されている。重症心身障害児を支援する規量発達支援事業所は、6圏域7市に設置されている。国の基本指針に即して、目標値を設定する。 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 現行計画までの取組により、医療的ケア児支援に係る協議の場は5圏域23市町で設置され、医療的ケア児支援コーディネーターは20市町に計38人が配置されている。国の基本指針に即して目標値を設定し、未設置・未配置の市町を支援し、医療的ケア児の支援体制を整備していく。
那須烏山市	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、那須烏山市の実績や
の方針	実情を加味して設定する。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域又は市で設置する。
保育所等訪問支援の体制整備	市において保育所等訪問支援を利用でき る体制を整備する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発 達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の設置	圏域又は市で設置する。
医療的ケア児等に関するコーディネーター の配置	2人

第6項 相談支援体制の充実・強化等

■成果指標の考え方

国の基本指針	 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
県の考え方	 ○現行計画までの取組により、14市町が単独で、芳賀郡の4町が共同 で設置したことで、6圏域18市町で15か所の基幹相談支援センターが設置された。国の基本指針に即して目標値を設定し、全ての市 町において基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設 置を含む。)するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制 が確保されるよう、広域的な観点から機能の充実・強化に取り組む。 ○本県では、県及び25市町において自立支援協議会が設置されて いる。国の基本指針に即して目標を設定し、各市町の協議会におい ては地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課 題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の 整備につなげていく取組を進めていく。また、県の協議会において は、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市 町と情報共有を図ることにより、市町の自立支援協議会の活性化を 推進していく。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、市での基幹相談支援 センターの設置や、自立支援協議会相談支援部会における個別事 例の検討に取り組む。

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和7年度に設置する。
協議会における個別事例の検討を通じた地 域サービス基盤の開発・改善等の実施	自立支援協議会相談支援部会で引き続き、 事例検討を行う。

第7項 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■成果指標の考え方

国の基本指針	○令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
県の考え方	○国の基本指針に即して目標を設定し、県として障がい福祉サービス 等の質の向上のために上記取組を実施する体制を確保する。
那須烏山市 の方針	○国の基本指針や県の考え方を踏まえた上で、那須烏山市の実績や 実情を加味して設定する。

項目	目標
障がい福祉サービス等の質を向上させる	自立支援協議会相談支援部会等における
ための取組に係る体制の構築	研修を通して、更なる質の向上を図る。
障害者自立支援審査支払等システムによる	自立支援協議会相談支援部会において情
審査結果の共有	報共有体制を構築する。

第2節 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

第1項 訪問系サービス

(1)居宅介護

日常生活を営むのに支障がある障がい(児)者の家庭にホームヘルパーが訪問し、家事や介護等を行います。

確保方策	今後の利用意向の高いサービスの一つとして、障がいを持つ人が 住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、一人ひとりに適切な身 体介護や家事援助等ホームヘルプサービスを提供し、ニーズに応じて 利用できるよう、質的・量的充実に努めます。	
------	--	--

(2)重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事 の介護等に加え、外出時の移動支援等を総合的に行います。

確保方策	居宅における入浴、排せつ、食事の介護等に加え、外出時の移動中 の介護を総合的に行えるよう、ホームヘルプサービスと行動援護を組 み合わせたサービスを提供する支援策として、その実施に向けた検討 を進めます。
------	--

(3)同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時において同行し、移動に 必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に 必要な援助を行います。

確保方策	視覚障がい者が地域で安心して生活できるよう、外出時の移動の 援護や視覚的情報の支援等を行うなど、質的・量的確保に努めます。
------	--

(4)行動援護

自己判断能力が制限されている人に対し、行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

確保方策	障がいを持つ人が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等を行うなど、地域環境へ の適応力向上のための支援策として、その実施に向けた検討を進めま す。
------	---

(5)重度障害者等包括支援

介護の必要性がかなり高い人に対し、居宅介護をはじめとする複数サービスを包括的に行います。

確保方策	障がいを持つ人の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総 合的に勘案しながら、個別の自立支援計画に基づき、一人ひとりの状 態に応じた居宅サービスを複数組み合わせ包括的に利用するなど、身 近な地域での生活を可能にできる支援策として、その実施に向けた検 討を進めます。
------	---

■訪問系サービスの各年度における量の見込み

単位 利用量:時間/月 利用者数:人

項目		R6年度	R7年度	R8年度
日内人業	利用量	294	305	317
居宅介護 	利用者数	35	36	37
新 由 計 明 人 滋	利用量	0	0	0
重度訪問介護 	利用者数	0	0	0
同仁授權	利用量	2	2	2
同行援護 	利用者数	1	1	1
仁卦授雄	利用量	0	0	0
行動援護 	利用者数	0	0	0
重中陪宅老笠勾托士运	利用量	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0

第2項 日中活動系サービス

(1)福祉型短期入所

自宅で生活している、比較的状態が安定している障がい(児)者等を介護する人が病気 の場合などに、施設等で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

確保方策	家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭等で一時的に困難に なった場合、障がい(児)者を施設等へ短期間保護する短期入所事業 の充実を図ります。また、利用にあたっては、利用の手続きの簡素化を 進め、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるように 努めるなど、その質的・量的充実に努めます。
------	--

(2)福祉型短期入所(強化)

施設等に常勤の看護職員を1人以上配置し、医療的ケアが必要な障がい(児)者等の受入 を行います。

確保方策	医療的ケアが必要な障がい(児)者を施設等へ短期間保護する支援策として、その実施に向けた検討を進めます。
------	---

(3)医療型短期入所

自宅で生活している、医療的ケアが必要な障がい(児)者等を介護する人が病気の場合な どに、医療機関等で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

確保方策	医療的ケアが必要な障がい(児)者を医療機関等で短期間介護す る支援策として、その実施に向けた検討を進めます。	
------	---	--

(4)療養介護

医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、 看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話などを行います。

確保方策	医療及び常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療 的ケアを要する者の日中活動の場を提供し、指定医療機関への入院 や必要な治療・訓練が受けられることで、身体能力、日常生活能力の 維持・向上を図る、障がい(児)者の社会参加活動の支援策として、そ の質的・量的な確保に努めます。
------	--

(5)生活介護

常に介護を必要とする人に対し、主に昼間に入浴や排せつ、食事等の介護のほか、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

確保方策	常時介護が必要な人が通所する日中活動の場において、介護や日 常生活上の支援を受けながら、軽作業等の生産活動や創作的活動を 行うことで、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る支援策とし
	て、その質的・量的充実に努めます。

■日中活動系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用量:人日/月 利用者数:人

項目		R6年度	R7年度	R8年度
福祉型短期入所	利用量	130 (0)	140 (0)	150 (0)
	利用者数	17 (0)	20 (0)	23 (0)
福祉型短期入所(強化)	利用量	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	利用者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医感刑后期工品	利用量	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療型短期入所	利用者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
療養介護	利用者数	7	7	7
生活介護	利用量	1,228 (90)	1,287 (90)	1,336 (90)
	利用者数	68 (5)	71 (5)	74 (5)

※()内は重度障がい者の数値

第3項 施設系サービス

(1)施設入所支援

施設に入所する人に対し、夜間や休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

	夜間・休日において介護が必要な人や通所が困難な人が、生活介
確保方策	護、自立訓練、就労移行支援を効果的に利用できるよう、介護や日常
	生活上の相談支援を行うなど、その質的・量的な確保に努めます。

■施設系サービスの各年度における量の見込み

単位 利用者数:人

項目		R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	利用者数	33	33	33

第4項 居住支援系サービス

(1)自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などに対し、定期的な巡回訪問や随時 の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

確保方策	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望す る人に対し、定期的な居宅の訪問等を通じて生活課題や体調の把握 等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を図るなど、 その実施に向けた検討を進めます。
------	--

(2)共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の 日常生活上の援助を行います。

確保方策	就労している又は生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用し ている人に対し、共同生活による家事等の日常生活上の援助のほか、 相談支援や日中活動にかかる事業所等の関係機関との連絡調整を行 うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができる支 援策として、その質的・量的充実に努めます。
------	---

■居住支援系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用者数:人

項目		R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	67 (1)	69 (1)	71 (1)

※()内は重度障がい者の数値

第5項 訓練系・就労系サービス

(1)自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある人などに対し、機能回復のための理学療法や作業療法、リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

確保方策	理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓 練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援等を 行うなど、地域生活への移行や、地域生活を営む能力の向上に向けた 支援策として、その質的・量的な確保に努めます。
------	--

(2)自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対し、食事や家事等に関する自立した日常生活を 営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言、その他必要な支援を行います。

確保方策	日常生活能力を向上させるための訓練や日常生活上の相談支援等 を行うことで、生活能力の維持向上を図るなど、身近な地域で生活し ていくための支援策として、その質的・量的な確保に努めます。
------	---

(3)就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる、就労を希望する 65 歳未満の障が いを持つ人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など を行います。

確保方策	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動その他の活動の機 会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 等を行うなど、一般企業等への就労に結びつける支援策として、その 質的・量的充実に努めます。
------	---

(4)就労継続支援 A 型

一般企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な 65 歳未満の人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の 向上に必要な訓練等の支援を行います。

確保方策	一般企業等に雇用されることが困難な人に、事業所での雇用契約に 基づく生産活動その他の活動機会を提供し、その知識及び能力の向 上に必要な訓練等を行うとともに、その経験を活かし一般就労に必要 な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を 行うなど、その質的・量的充実に努めます。
------	--

(5)就労継続支援 B 型

年齢、心身の状態その他の事情等により、通常の事業所に雇用されることが困難な人に 対し、生産活動その他の活動の機会の提供や、その他の就労に必要な知識及び能力の向上 に必要な訓練等の支援を行います。

確保方策	就労移行支援事業や就労継続支援A型の対象にならない人に対し、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知 識・能力が高まった場合には、段階的な就労への移行に向けた支援を 行うなど、その質的・量的充実に努めます。
------	--

(6)就労定着支援

就労移行支援等のサービスを利用して一般企業等に就職した人に対し、就労に伴う生活 面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行 います。

確保方策	就職した人との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企 業や関係機関等との連絡調整や支援を実施するなど、その質的・量的 充実に努めます。
------	--

(7)就労選択支援

障がいを持つ本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行います。

確保方策	就労アセスメントの手法を活用しながら、本人の希望、就労能力や 適性等に合った選択を支援する、新たなサービスの実施に努めます。
------	---

■訓練系・就労系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

		<u>平山</u>	111月里・八/ 月	川田田奴・八
項目	R6年度	R7年度	R8年度	
	利用量	20	20	20
自立訓練(機能訓練) 	利用者数	1	1	1
白	利用量	22	22	22
自立訓練(生活訓練) 	利用者数	1	1	1
就労移行支援	利用量	68	85	102
脉力移1]又按	利用者数	4	5	6
	利用量	744	793	842
就労継続支援A型	利用者数	43	46	49
学会答答社協力生	利用量	1,726	1,739	1,752
就労継続支援B型	利用者数	96	97	98
就労定着支援	利用者数	4	5	6
就労選択支援(※)	利用者数		1	1

単位 利用量:人/月 利用者数:人

※就労選択支援はR7年度から実施

第3節 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

第1項 障がい児通所系サービス

(1)児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認めらる未就学の障がい児 に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓 練等を行います。

	未就学の障がい児が通園し、日常生活における基本的な動作の指 導や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うなど、その質 的・量的充実に努めます。
--	--

(2) 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のため の必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

確保方策	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための 訓練等を行うなど、その質的・量的充実に努めます。
------	---

■障害児通所系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位	利田量:	人日/日	利用者数:人
++ LLL	小巾里・	$\Lambda \Pi / \Pi$	

項目		R6年度	R7年度	R8年度
旧辛欢连十运	利用量	187	197	207
児童発達支援 	利用者数	36	38	40
放課後等デイサービス	利用量	809	845	891
瓜珠夜寺プ1 リーヒス	利用者数	67	70	73

※R6年度~児童発達支援の見込み量に医療型児童発達支援の見込み量を含む。

第2項 障がい児訪問系サービス

(1)居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問 して必要な支援を行います。

確保方策	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導 や、知識技能の付与等の支援を行うなど、その質的・量的な確保に努 めます。
------	--

(2)保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

	保育所等を現在利用する障がい児に対して、保育所等を訪問し、障
確保方策	がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を
	行うなど、その質的・量的な確保に努めます。

■障害児訪問系サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

項目		R6年度	R7年度	R8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用量	5	5	5
店七初问空児里先建又拨 	利用者数	1	1	1
四本式体計開十極	利用量	5	5	5
保育所等訪問支援	利用者数	1	1	1

単位 利用量:人日/月 利用者数:人

第4節 相談支援サービスの見込量と確保方策

第1項 相談支援サービス

(1)計画相談支援

障がい福祉サービスの利用を希望する、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、「サ ービス等利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、一定期間ごとのモニタリング 実施等の支援を行います。

確保方策	障害者相談支援専門員が心身の状況や日常生活の状況等を把握 し、その人にあった日中活動や暮らしの場、余暇活動等の障がい福祉 サービスの支援計画を策定し、ニーズに合ったサービス提供となるよ う支援を行うほか、関係機関と調整を図りながら、安心して生活できる よう見守りを行うなど、その質的・量的充実に努めます。
------	--

(2)障害児相談支援

障害児通所支援等を利用する児童の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービス 内容を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行うほか、通所支援開始後、一定の期間ごと に利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを実施し、見直し等を行います。

確保方策	障害者相談支援専門員が心身の状況や日常生活の状況等を把握 し、その児童にあった障がい児サービスの利用計画を策定し、個々に 合ったサービス提供ができるよう支援を行うほか、関係機関と調整を 図りながら、障がい児とその家族が安心して生活できるよう見守りを 行うなど、その質的・量的充実に努めます。
------	---

(3)地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、退所及 び退院後に地域での生活に移行するための支援を行います。

確保方策	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院して いる人を対象に、個別支援計画「地域移行支援計画」を作成し、住まい 探しやサービス利用のための見学、体験利用等の調整、必要な手続き 等を対象者と一緒に行うなど、その実施に向けた検討を進めます。
------	--

(4)地域定着支援

施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居から一人暮らしへの移行等により、単身で 生活している人に対し、常時の連絡体制の確保や緊急時等の相談等を行います。

確保方策	居宅において単身、又は同居している家族等からの緊急時の支援 が見込めない人で、地域生活を継続して行くために緊急時等の支援 が必要と認められる対象者に、個別支援計画「地域定着支援計画」を 作成し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談、訪問、対応等 を行うなど、その実施に向けた検討を進めます。
------	---

(5)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な 支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の 開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネ ーター(相談支援専門員等)の配置・増員に努めます。

■相談支援サービスの各年度における種類ごとの量の見込み

単位 利用者数、配置人数:人

項目		R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数	50	53	56
障害児相談支援	利用者数	21	22	23
地域移行支援	利用者数	0	0	0
地域定着支援	利用者数	0	0	0
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーター	配置人数	1	1	2

第5節 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1)理解促進研修·啓発事業

障がい者やその家族に対する差別や偏見が生じないよう、地域の住民に対して、障がい に関する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

確保方策	「社会的障壁」を除去し、障がい(児)者等への理解を深めるため、 研修と啓発を通じた、地域住民への働きかけを検討します。
------	--

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域における自発的な取組の支援を行います。

確保方策	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的 に行う活動(ピア・サポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活 動等)に対する支援を検討します。
------	--

(3)相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある人や保護者、介護者等の相談に応じる市の総合相談窓口として、必要な情報の提供や支援等を行います。

②基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、総合的な支援や 成年後見制度利用支援事業、身近な地域の相談支援事業者では対応できない困難ケース や個別事例への対応等を実施します。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等の機能強化のため、専門職員の配置や、相談支援事業者への 専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等の実施を 検討します。

④住宅入居者等支援事業

ー般の賃貸住宅への入居を希望する障がいのある人に対し、入居契約の手続きの支援 や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

確保方策	障がいのある人の福祉に関する様々な問題を円滑に解決するため、相談支援サービス事業者を選定し、指定相談支援事業者に委託 することで、サービス利用者のニーズに適切に対応する支援の実施を 検討します。
------	---

(4)成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用において成年後見制度を利用することが効果的と認められる 身寄りのない障がいのある人又は成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障がいのある 人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費の全て又は一部を補助します。

確保方策	障がい福祉サービス提供事業所等との情報交換により、障がい福 祉サービスの利用にあたり成年後見制度を利用することが有用である ものの、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなけ れば利用が困難な人の把握に努め、支援を行います。
------	--

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を構築する とともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁 護を図ります。

確保方策	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法 人の体制整備を図り、障がいのある人の権利擁護のための支援を行 います。
------	---

(6)意思疎通支援事業

①手話通訳者·要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障 がいのある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者 の派遣等を行います。

②手話通訳者等設置事業

聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、市役所への 手話通訳者の設置を図ります。

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのある人の意思疎 通を図るため、ニーズに応じた手話通訳者派遣事業者への委託を行
い、手話通訳者等を確保・派遣するなどの支援を検討します。

(7)日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。

サービス名	内容		
介護·訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等		
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等		
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等		
情報·意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等		
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等		
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅 改修を伴うもの		

確保方策	重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の申請 に対し、必要性や経済性、家庭環境等を調査し、適正な用具の給付等 を行います。
------	--

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手 話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)を確保します。

確保方策	手話奉仕員養成研修会を毎年開催し、市登録の手話奉仕員の養成 を図ります。
------	---

(9)移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

	移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活及 び社会参加を促すため、登録事業者への依頼により、事業の推進を図 ります。
--	--

(10)地域活動支援センター

在宅の障がいのある人が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る場を提供します。

確保方策	障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加及び交流の促進を図るため、登録事業者への依頼により、事業の推 進を図ります。
------	---

(11)その他の事業

①日中一時支援事業

障がいのある人を日常的に介護している家族の就労支援や、一時的な休息、負担の軽減 等を図るため、障がいのある人の日中の活動の場を提供します。

確保方策	登録事業者への委託により、障がいのある人の日中における活動の 場を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。	
------	---	--

■地域生活支援事業の各年度における種類ごとの量の見込み

項目		R6年度	R7年度	R8年度
(1)理解促進研修·啓発事 業	実施 (見込み)	0	0	0
(2)自発的活動支援事業	実施 (見込み)	0	0	0
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2
②基幹相談支援センター	実施 (見込み)	_	0	0
③基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施 (見込み)	_	_	0
④住宅入居者等支援事業	実施 (見込み)	_	_	_
(4)成年後見制度利用支援 事業	人	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見 支援事業	実施 (見込み)	0	0	0
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者·要約筆記 者派遣事業	人	1	1	1
②手話通訳者等設置事業	実施箇所	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業	4			
①介護·訓練支援用具	件	1	1	1
②自立生活支援用具	件	2	1	1
③在宅療養等支援用具	件	1	1	1
④情報·意思疎通支援用 具	件	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	72	76	80
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

項目	R6年度	R7年度	R8年度	
(8)手話奉仕員養成研修事	実施箇所	0	1	0
業 ※那珂川町と交互に実施	人	5	5	5
	人/月	10	10	10
(9)移動支援事業	年間延べ 利用時間	150	150	150
(10)地域活動支援センター	人/月	10	10	10
(11)その他の事業				
①日中一時支援事業	人/月	10	10	10

第7章 計画の推進に向けて

本市の福祉の上位計画にあたる「那須烏山市地域福祉計画」との整合性に留意しつつ、 本計画を有効かつ着実に推進していくため、体制の整備や進行の管理に努めていきます。

第1節 推進体制の整備

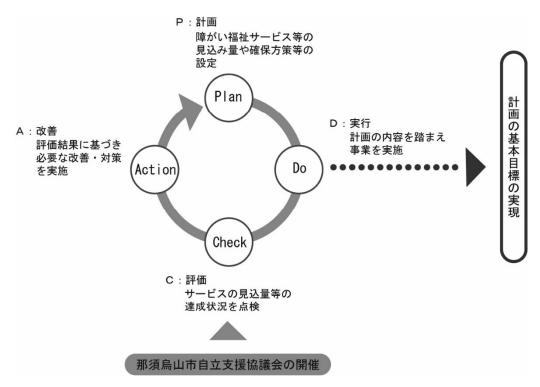
本計画に掲げた基本理念・基本目標・基本方針を具体化し、様々な施策を効率的に推進す るため、障がい福祉施策を推進する車の両輪となる、市と社会福祉協議会との連携・協力の 一層の強化に努めます。

また、国や県との連携・調整を図り、補助制度の積極的な活用に努めるほか、自治会や民 生委員児童委員、ボランティア団体、NPO、関係機関など、障がい福祉サービスを担う多様 な主体との連携強化や人材の確保を図り、着実に計画を進める体制の構築を進めます。

第2節 進行管理の実施

本計画の着実な推進に向け、「那須烏山市自立支援協議会」において、位置づけられた施 策・取組等が計画通りに行われているか、量は十分かなど、サービスの必要量と供給量、あ るいはサービスの質等について、適宜、現状把握に努めるとともに、進捗状況についての把 握及びその点検を行います。

また、この計画(Plan)の推進にあたっては、その実効性を確保するため、各年度において、 事業を実施(Do)後、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価(Check)し、その結果 に基づいて必要な改善・対策(Action)を実施します。



【達成状況の点検及び評価の PDCA サイクルのイメージ】

第1節 計画策定体制等

第1項 那須烏山市自立支援協議会設置要綱

○那須烏山市自立支援協議会設置要綱

平成19年11月1日要綱福第2号

改正

平成 21 年 4 月 1 日 平成 26 年 3 月 18 日要綱健福第 1 号

平成27年4月1日要綱健第9号

令和2年4月1日要綱健第5号

那須烏山市自立支援協議会設置要綱

題名改正[平成 26 年要綱健福 1 号·27 年要綱健 9 号]

(設置)

第1条 障害者等への支援の体制の整備を図るための中核的役割を果たす定期的協議の場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第89条の3の規定に基づく、那須烏山市自立支援協議会(以下「協議 会」という。)を設置する。

一部改正[平成 26 年要綱健福 1号·27 年要綱健 9 号]

(運営主体)

第2条 協議会は、那須烏山市が運営する。

一部改正[平成 26 年要綱健福 1 号]

(所掌事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
 - (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
 - (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (4) 地域の関係機関等のネットワークに関すること。
 - (5) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
 - (6) 障害者の権利擁護等に関すること。
 - (7) 障害者の雇用促進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項 一部改正[平成 26 年要綱健福1号]

(組織等)

- 第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって構成する。
 - (1) 保健医療機関の関係者
 - (2) 教育・雇用機関の関係者
 - (3) 障害者福祉サービス等の事業者の関係者
 - (4) 指定相談支援事業者の関係者
 - (5) 障害当事者団体の関係者
 - (6) 障害者等の福祉に関し識見を有する者
 - (7) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

```
一部改正[平成 26 年要綱健福 1 号·27 年要綱健 9 号·令和 2 年 5 号]
```

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、協議会の会議に、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
- 3 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(専門部会)

- 第7条 協議会は、所掌事項について専門的に審査及び協議するため、必要に応じて専門 部会を設けることができる。
- 2 専門部会の組織及び運営については、別に定める。

一部改正[平成 27 年要綱健 9 号]

(運営会議)

第8条 協議会の運営を補完するため、協議会に運営会議を設ける。

2 運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専門部会の部会長
- (4) 専門部会の部会長の職務を代理する者
- (5) 事務局の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
- 3 運営会議は、会長の招集により必要に応じ開催し、会長がその議長となる。

追加[平成27年要綱健9号]

(守秘義務)

第9条 協議会の所掌事項に携わる者は、その業務の遂行において知り得た秘密を漏らし てはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

一部改正[平成 26 年要綱健福 1 号]

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に任命される委員の任期については、第4条第2項の 規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則(平成26年3月18日要綱健福第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年4月1日要綱健第9号)

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附則(令和2年4月1日要綱健第5号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2項 那須烏山市自立支援協議会委員名簿

(令和6年3月31日時点)

No.	所属名	役職	氏名	備考
1	南那須地区広域行政事務組合立 那須南病院	事務長	梅山 裕隆	
2	医療法人 薫会 烏山台病院	院長	杉浦 啓太	
3	栃木県立南那須特別支援学校	校長	諏訪 晴彦	
4	宇都宮公共職業安定所 那須烏山出張所	出張所長	島野 光広	
5	県北圏域障害者就業・ 生活支援センターふれあい	主任就業支援担当	村上 敦子	
6	医療法人 孝栄会	栃木県障害者相談支援協働 コーディネーター	大嶋 奈央子	
7	那須烏山市 障がい者相談支援センター	相談支援専門員	松本 麻美	
8	社会福祉法人 大和久福祉会	地域支援施設長	滝童内 政美	
9	社会福祉法人 みつわ会	理事長	小鍋 光則	
10	NPO法人 やみぞひまわり	所長	佐藤 幸一	
11	那須烏山市 心身障害児者父母の会	会長	黒﨑 みさえ	
12	こども発達支援センター くれよんクラブ 父母の会コスモス会	事務局	荒井 陽子	
13	那須烏山市 民生委員児童委員協議会	会長	大谷 頼正	会長
14	烏山健康福祉センター	所長	須藤 孝	
15	那須烏山市社会福祉協議会	事務局長	福田 守	副会長
16	那須烏山市教育委員会	係長兼指導主事	鶴田 祐介	
17	那須烏山市こども課	課長	水上 和明	
18	那須烏山市健康福祉課	福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠	
19	事務局	障がい者相談支援センター 相談支援専門員	吉澤 建一	
20		障がい者相談支援センター 相談支援専門員	石澤 美子	
21		健康福祉課課長補佐	大森 隆一	
22		健康福祉課主査	水井 健太	

第3項 計画の策定経過

年月日		策定の経過
令和5年5月18日	政策調整会議	・計画策定方針について
令和5年6月 28 日	庁議	・計画策定方針について
令和5年7月25日	第1回那須烏山市 自立支援協議会	・計画策定方針及び策定スケジュール ・障がい者実態調査について ・障がい者を取り巻く現状と課題 ・障がい福祉サービスの給付実績 ・障がい者福祉計画の実施状況
令和5年8月9日~ 令和5年8月 31 日	障がい者実態調査	市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳所持者450人を無作為 抽出し、送付。 (回答:257人、回収率:57.1%)
令和5年11月29日	第2回那須烏山市 自立支援協議会	 ・障がい者実態調査の結果について ・骨子案作成の際に踏まえるべき基本的な方針等について ・第4期那須烏山市障がい者計画(骨子案)について ・第7期那須烏山市障がい福祉計画及び第3期 那須烏山市障がい児福祉計画(骨子案)について
令和5年12月13日	政策調整会議	・骨子案について
令和6年1月9日	庁議	・骨子案について
令和6年1月31日	第3回那須烏山市 自立支援協議会	・那須烏山市障がい者福祉計画(素案)について
令和6年3月19日	政策調整会議	・那須烏山市障がい者福祉計画(素案)について
令和6年3月26日	庁議	・那須烏山市障がい者福祉計画(素案)について
令和6年3月29日	計画公表	・那須烏山市ホームページで公開

第2節 那須烏山市障がい者実態調査の結果

第1項 身体障害者手帳をお持ちの方を対象とした調査

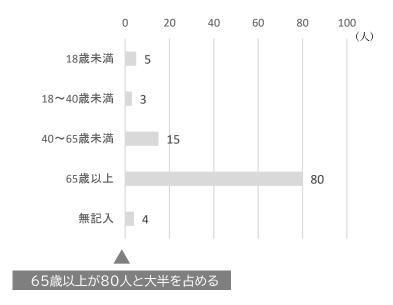
■調査の概要

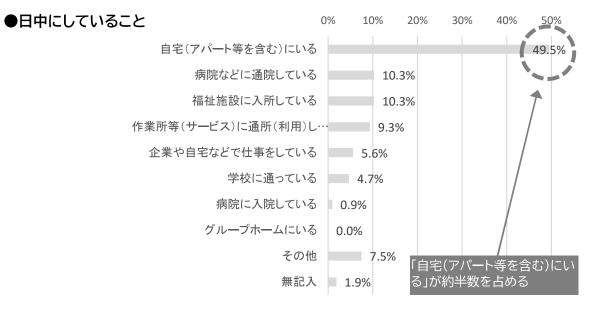
·実施期間…令和5年8月9日~8月31日

·回答数…107 票

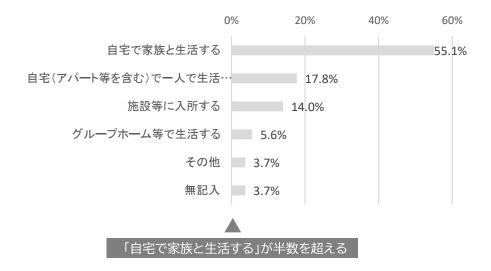
■結果の概要

●対象者の年齢

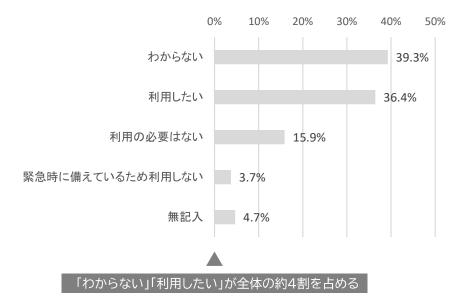




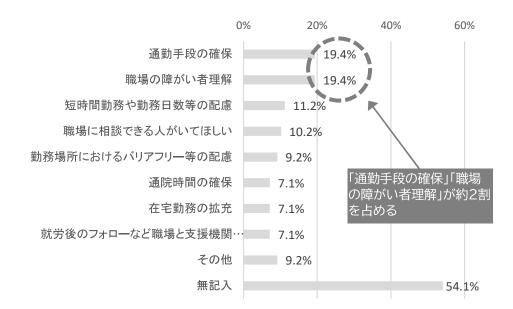
●今後どのような生活をしたいか



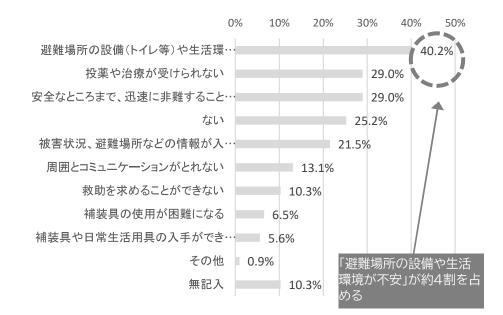
●地域生活支援拠点の利用意向



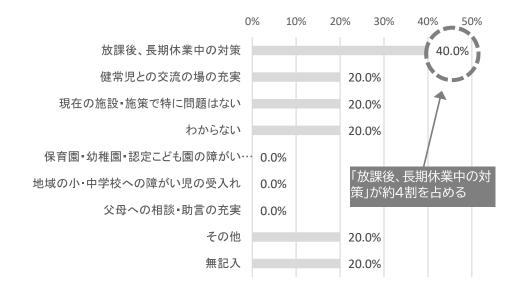
●仕事をする(継続する)ために配慮が必要なこと



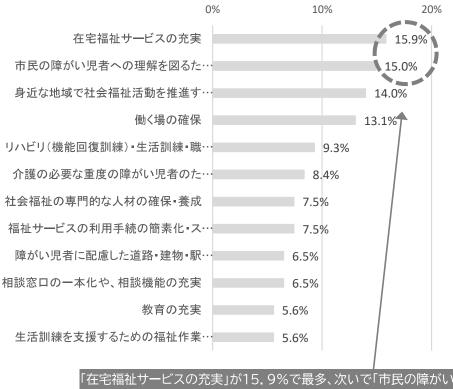
●火事や地震等の災害時に困ること



●乳幼児期や学校教育の充実のために保護者が望むこと



●障がい児者が住みよいまちをつくるために重要なこと(回答上位)



児者への理解を図るための福祉教育や広報活動の充実」が15.0%

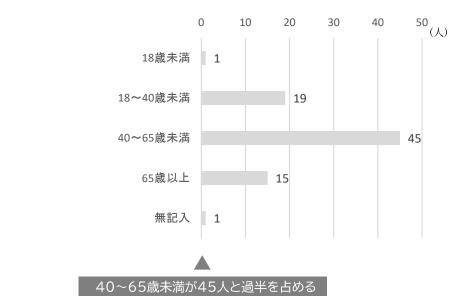
第2項 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした調査

■調査の概要

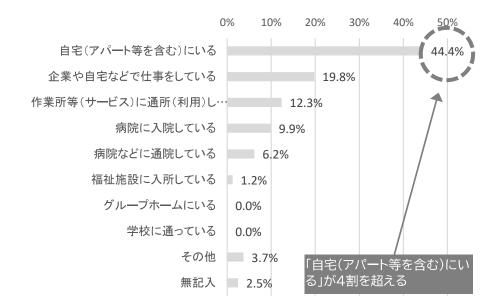
- ·実施期間…令和5年8月9日~8月31日
- ·回答数…81 票

■結果の概要

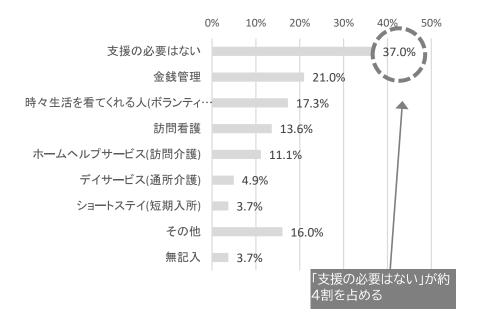
●対象者の年齢



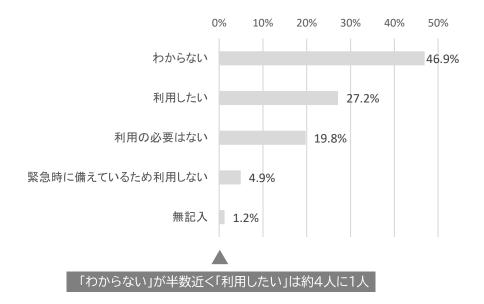
●日中にしていること



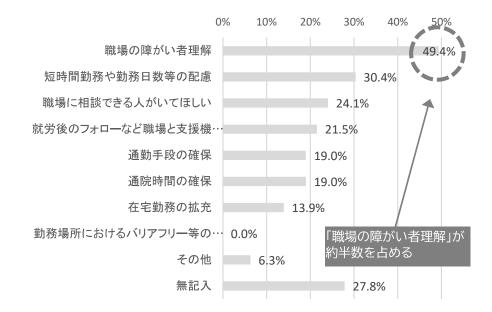
●生活する上で必要な支援



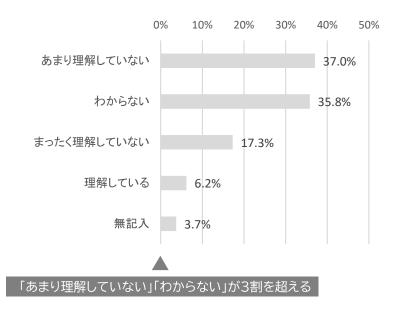
●地域生活支援拠点の利用意向



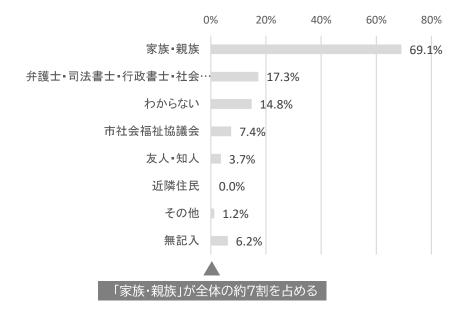
●仕事をする(継続する)ために配慮が必要なこと



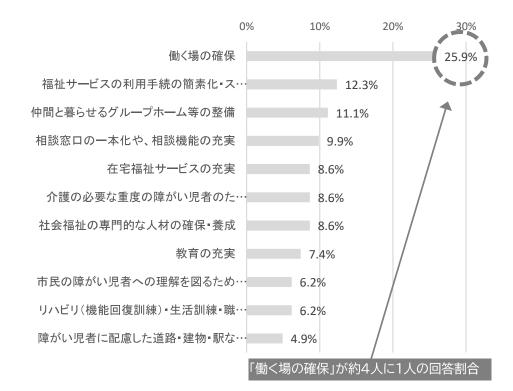
●地域の人の障がいに対する理解



●判断能力が低下した際に世話や財産の管理等を頼みたい人



●障がい児者が住みよいまちをつくるために重要なこと(回答上位)



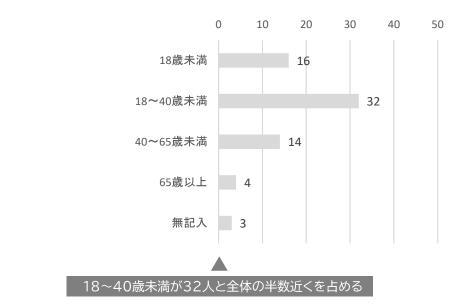
第3項 療育手帳をお持ちの方を対象とした調査

■調査の概要

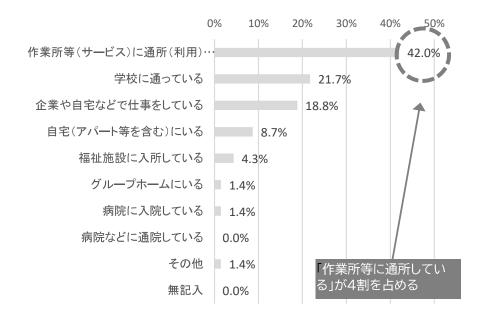
- ·実施期間…令和5年8月9日~8月31日
- ·回答数…69 票

■結果の概要

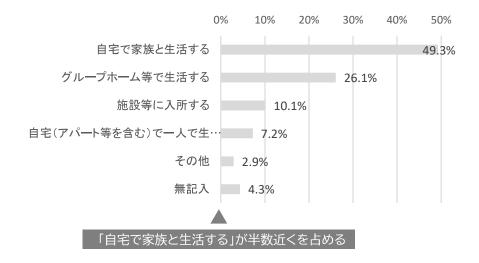
●対象者の年齢



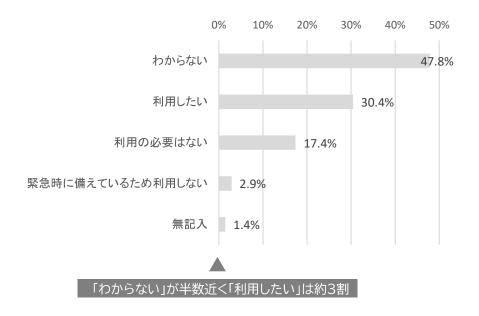
●日中にしていること

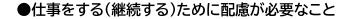


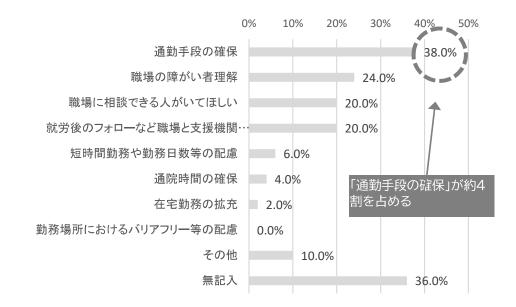
●今後どのような生活をしたいか



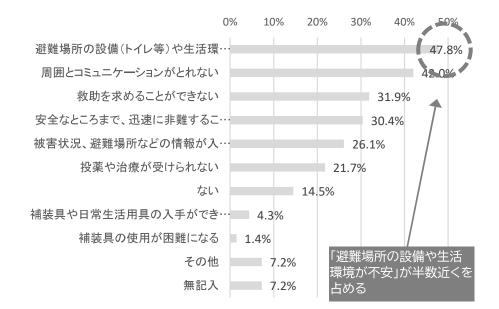
●地域生活支援拠点の利用意向

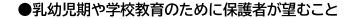


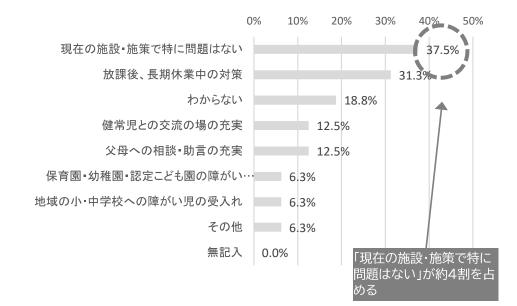




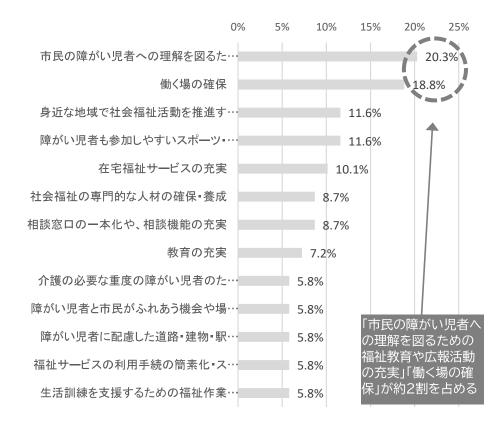
●火事や地震等の災害時に困ること







●障がい児者が住みよいまちをつくるために重要なこと(回答上位)



第3節 用語の説明

【あ行】	
移動支援	:屋外での移動に著しい制限のある障がい者等について、外出のた めの支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加 を促すために支援する。(重度訪問介護や行動援護に該当しない 障がい者)
医療型児童発達支援	:肢体の不自由な児童が、通園して治療を受けるとともに、日常生 活の基本的な生活訓練や社会に適応するための知識や技能の指 導を行う。
医療的ケア児	:医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医 療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。
インクルーシブ教育	:障がいの有無で子どもを区別せず、同じ場所で一緒に学ぶ教育 のこと。
SDGs	:Sustainable Development Goals の略称。2015 年の国連 サミットで掲げられた持続可能な開発目標のこと。貧困、ジェンダ ー、教育、人権など幅広いテーマに関する 17 の目標と 169 のタ ーゲットから構成されている。
【か行】	
基幹相談支援センター	:地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的 障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域 の実情に応じた業務を行うもの。
共同生活援助(グループホ ーム)	:就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している者で、地 域で自立した共同生活を営む人に、相談や日常生活上の援助を する。
強度行動障がい	:自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につな がる飛び出しなど本人の行動を損ねる行動、他人を叩いたり物を 壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼ す行動が、著しい頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必 要になっている状態のこと。
居宅介護	:自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をする。
居宅訪問型児童発達支援	:重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達 支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困 難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な 動作の指導、知識技能の付与等の支援をする。
計画相談支援	:サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要 と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者 の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジ メントによりきめ細かく支援するもの。

権利擁護	:自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者な どに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行う こと。
高次脳機能障がい	:交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注 意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目 立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障 がいを十分に認識できないこともある。
行動援護	:知的障がい者や精神障がい者により行動が困難で常に介護が必 要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動の補助をする。
高齢化率	:総人口に対する 65 歳以上の高齢者の割合を示すもの。
【さ行】	
施設入所支援	:施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事などの介助をする。
児童発達支援	:未就学の障がい児が通園して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
児童福祉法	:児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に 関する基本原則を定める日本の法律であり、社会福祉六法の 1 つ。令和6年(2024年)の改正により、包括的な子育て支援強化、 虐待・性犯罪防止の取組、18 歳から 22 歳の自立支援強化を図 るものとされた。
自発的活動支援事業	:障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができ るよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自 発的な取り組みを支援するもの。
重度障害者等包括支援	:常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと 認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的 に提供する。
重度訪問介護	:重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せ つ、食事などの介助や外出時の移動の補助をする。
就労移行支援事業	:一般就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその 他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
就労継続支援事業(A型・B 型)	:一般企業などで働くことが困難な障がい者が、就労の機会の提供 や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のた めの訓練を行う事業で、雇用契約を結んで福祉工場などで働くA 型と雇用契約を結ばずに通所施設などで働くB型がある。
就労選択支援	:障がいのある人が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機 関選びができるよう支援するサービスのこと。令和7年からのサー ビス開始が予定されている。
就労定着支援	:就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、 就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企 業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必 要となる支援を行う。

障害者基本法	:平成 5 年に制定された、障がい者の施策や理念などに関する法 律。障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それを もって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる 分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。
障害者総合支援法	:平成25年4月から共生社会を実現するため、社会参加の機会 の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つ よう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うため の法律。(障がいの範囲に「難病等」が加わった。)
障害者相談支援事業	:障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある 人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの 利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うもの。
情報アクセシビリティ	:情報の利用のしやすさ。年齢や障がいの有無等に関係なく、誰で も必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
自立訓練	:身体障がい者を対象とする機能訓練と知的障がい者・精神障が い者を対象とする生活訓練に分かれる。
自立支援医療	:これまでの育成医療、更生医療、精神障がい通院公費負担の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施。
自立支援協議会	:相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム づくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市 町村が設置する。
自立生活援助	:障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者 で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪 問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞 納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民と の関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機 関等との連絡調整を行う。また、定期的な訪問だけではなく、利用 者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随 時の対応も行う。
身体障害者手帳	:身体障害者福祉法に基づき交付され、法に規定する更生援護を 受けることができる者であることを確認する証票として都道府県 知事等が交付する。
生活介護	:常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創 作的活動などの機会を提供する。
精神障害者保健福祉手帳	:精神保健福祉法に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを 認定して交付し、交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じら れることを促進し、精神障がい者の社会復帰及び自立並びに社会 参加の促進を図ることを目的として、精神障がい者であることの 証票として都道府県知事等が交付する。
成年後見制度	:精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

【た行】

【/こ1丁】	
短期入所(ショートステイ)	:家で介護をする人が病気などの場合、一時的に短期間施設へ入 所できるサービス。
地域移行支援	:障がい者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障がい 者に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験 宿泊のサポートなど、地域生活へ移行するための支援を行うもの。
地域活動支援センター	:障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設のこと。
地域生活支援拠点	:障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としており、各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指している。
地域生活支援事業	:地域の特性(地理的条件や社会資源の状況)や利用者の状況に 応じて、行政が実施する必須事業と任意事業がある。
地域定着支援	:居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連 絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うもの。
知的障がい	:先天性又は出産時ないし出生後早期に、脳髄に何らかの障がいを うけているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため精神活 動が劣弱で、学習、社会生活への適応が著しく困難な状態とされ、 行政施策上は知能指数(IQ)75以下のものを指すとされている。
【な行】	
難病	:医学的に明確に定義されている用語ではないが、治療が難しく、 慢性の経過をたどる可能性があり、経済的な負担だけでなく介護 等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的に も負担の大きい疾病のこと。
日常生活用具	:重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を 給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福 祉の増進に資することを目的とする。
日中一時支援事業	:障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家 族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一 時的な休息を目的としたサービス。
【は行】	
発達障害	:自閉症、注意欠陥/多動性障がい及び学習障がいなどの総称。
バリアフリー	:自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁(バリア)を、街の中 や施設・住宅・人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しや すいものにすること。

ピア・サポート	:障がい者やその家族と同じ立場で、相談者の心身両面の大変さ やつらさなどについて、身近な相談相手(相談者と共に考える仲 間)として、相談を受ける人のこと。
保育所等訪問支援	:保育所等を現在利用中の障がい児に対して、保育所等を訪問し、 保育所等における障がい児以外の児童との集団生活への適応の ための専門的な支援等を行う。
放課後等デイサービス	:学校に就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇 中において、生活能力向上のための訓練等を行う。
【ら行】	
リハビリテーション	:医学的、心理的、職業的、社会的分野などでの、障がい者の人間 的復権を図るための機能訓練。
療育手帳	:知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種 の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのあ る人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度 要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事 等が交付する。

那須烏山市障がい者福祉計画
第4期那須烏山市障がい者計画
第7期那須烏山市障がい福祉計画及び第3期那須烏山市障がい児福祉計画
発行/那須烏山市
発行年月/令和6年3月
編 集/那須烏山市健康福祉課
〒321-0526 栃木県那須烏山市田野倉85-1
電 話 0287-88-7115
FAX 0287-88-6069